

調査・設計委託標準仕様書

令和 4 年 4 月

(令和 5 年 9 月 一部改定)

(令和 6 年 4 月 一部改定)

(令和 7 年 4 月 一部改定)

東京都水道局

総 目 次

1 共通編	1-1～1-15-2
2 地質調査委託編	2-1～2-8
3 測量調査委託編	3-1～3-17
4 工事に伴う環境調査委託編	4-1～4-26
5 設計委託編	5-1～5-5
附則－1 完成図面作成要領	6-1～6-8
附則－2 提出書類様式	7-1～7-35
参考	
調査委託契約書	8-1～8-11
設計委託契約書	8-12～8-22
S I 単位換算率表	8-23～8-24

(共 通 編)

共 通 編

目 次

第 1 章 総 則	1-1
第 1 節 一般事項	1-1
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1-1
1. 1. 2 用 語 の 定 義	1-1
1. 1. 3 疑義に対する協議	1-2
1. 1. 4 法 令 等 の 遵 守	1-2
1. 1. 5 設計変更・条件変更等	1-2
1. 1. 6 官公署等への諸手続	1-3
1. 1. 7 業務実績データの作成、登録	1-3
1. 1. 8 委託の一時中止	1-4
1. 1. 9 委託の P R	1-4
1. 1. 10 委託内容の説明と了解	1-4
1. 1. 11 保険の加入及び事故の補償	1-4
1. 1. 12 提 出 書 類 等	1-4
1. 1. 13 打合せ等	1-4
1. 1. 14 設計図書の支給及び点検	1-5
1. 1. 15 成果物の使用等	1-5
第 2 節 着 手	1-5
1. 2. 1 委 託 の 着 手	1-5
1. 2. 2 詰所、材料置場等	1-6
第 3 節 委託施行の適正化	1-6
1. 3. 1 工 程 管 理	1-6
1. 3. 2 協 力 会 社	1-6
1. 3. 3 環 境 対 策	1-7
1. 3. 4 調査用機械器具等	1-8
1. 3. 5 夜 間 作 業	1-8
1. 3. 6 日曜、祝日等の施行	1-8
1. 3. 7 他の委託との関係	1-9
1. 3. 8 土地の立入り等	1-9
1. 3. 9 委託関係書類の整理	1-9
1. 3. 10 試験結果等の報告	1-9
1. 3. 11 委託記録写真	1-9

1.3.12	後片付け	1-9
1.3.13	目的外使用の禁止	1-9
1.3.14	秘密の保持	1-9
1.3.15	個人情報の取扱い	1-9
1.3.16	その他	1-11
第4節	安全管理	1-12
1.4.1	一般事項	1-12
1.4.2	交通及び保安上の措置	1-12
1.4.3	事故防止	1-12
1.4.4	事故時の措置	1-13
1.4.5	現場の整理・整頓	1-13
第5節	検 査	1-13
1.5.1	完了検査	1-13

第 1 章 総 則

第 1 節 一 般 事 項

1. 1. 1 適用範囲及び一般事項

- 1 この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都水道局（以下「当局」という。）の施行する調査及び設計委託業務に係る委託契約書（頭書きを含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 この仕様書において特に定めのない事項については、特記仕様書によるほか下記の図書類による。

配水管工事標準仕様書	（東京都水道局）
東京都水道用配管材料仕様書	（東京都水道局）
東京都土木工事標準仕様書	（東京都）
土木材料仕様書	（東京都建設局）
工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領	（東京都建設局）
測量委託標準仕様書	（東京都建設局）
東京都公共測量作業規程	（東京都）
地質調査委託標準仕様書	（東京都建設局）
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特記仕様書及び図面に記載された事項は、標準仕様書に優先する。

1. 1. 2 用語の定義

- 1 「委託担当者（以下「担当者」という。）」とは、契約書の規定に基づき当局が指定した担当者をいう。
- 2 「代理人及び主任技術者」とは、契約書の規定に基づき受託者が通知した代理人及び主任技術者をいう。
- 3 「標準仕様書」とは、本調査委託業務（以下「委託」という。）を施行する上で必要な技術的要求や業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 4 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、標準仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 6 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該委託の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 7 「図面」とは、入札に際して委託者が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- 8 「協議」とは、契約図書の協議事項について、書面により委託者若しくは担当者と受託者とが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

	9 「承諾」とは、契約図書の承諾事項について、書面により委託者又は担当者と受託者とが同意することをいう。 10 「指示」とは、担当者が受託者に対し、担当者の所掌事務に関する方針、基準、計画、方法等の必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。 11 「提出」とは、担当者が受託者に対し、又は受託者が担当者に対し、委託に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 12 「報告」とは、受託者が担当者に対し、委託に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。 13 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。 14 「書面」とは、発行年月日を記載し、署名又は押印した文書をいう。 なお、関係規定等により、署名又は押印がない書類や電子提出した書類も有効な書面と取扱うこと。 さらに、関係規定等で電子による提出を可能とした書類については、書面による提出は不要とする。 15 「S I 単位」とは、国際単位系をいう。 16 「電子成果品」とは、電子的方法によって当局に引渡しする成果品となる電子データをいう。 17 「電子納品」とは、電子成果品を引渡しすることをいう。
1.1.3 疑義に対する協議	受託者は、設計図書に疑義を生じた場合は、速やかに担当者と協議する。
1.1.4 法令等の遵守	1 受託者は、委託の施行に当たっては、法令、条例、規則等委託に関する諸法規を遵守し、委託の円滑な進捗を図る。 2 調査作業員に対する諸法規の運営適用は、受託者の責任と負担において行う。
1.1.5 設計変更・条件変更等	1 担当者が受託者に対して業務内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、書面による。 2 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を担当者に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、契約書に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。 3 土木設計委託等について設計変更となる場合、発注者が別に定める「土

木設計委託等設計変更ガイドライン」に基づき、適正に行わなければならない。

上記の図書は、当局のホームページからのダウンロードなどにより入手

できる。(https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/jigyosha/koji/henko_guideline.html)

なお、「土木設計委託等」とは、「測量業務委託」、「地質調査委託」、「土木設計委託」（施工管理を除く）をいう。

1.1.6 官公署等への諸 手続

- 1 受託者は、委託期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保つ。
- 2 受託者は、委託の実施に伴う受託者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施する。
ただし、これにより難い場合は担当者の指示を受ける。
- 3 受託者は、前項に規定する届出等を行うに当たっては、その内容を記載した文書により事前に担当者と協議する。
なお、申請等の結果については、速やかに担当者に報告し、その写しを提出する。
- 4 受託者は、委託の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努める。
- 5 受託者は、地元関係者等から委託の実施に関して苦情があり、受託者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に努める。
- 6 受託者は、国、区市町村その他関係公共団体、地域住民等と委託の実施上必要な交渉を、自らの責任において行う。受託者は、交渉に先立ち、担当者に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応する。
- 7 受託者は、前項までの交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時担当者に報告し、指示があればそれに従う。

1.1.7 業務実績データの 作成、登録

受託者は、設計委託、土質調査、測量調査の受託時又は変更時において契約金額が100万円以上の業務について、業務実績報告として、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受託、変更、完了時に「登録のための確認のお願い」を作成して担当者の確認を受けた上、登録機関に登録申請する。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合には、その写しを担当者に提出する。ただし、登録内容がオンラインで確認できる場合は、提出不要とする。

なお、登録期限は土曜日、日曜日、祝日等を除き次のとおりとし、訂正時には適宜登録機関に登録申請をする。

- 1 受託時は、契約確定後15日以内
- 2 完了時は、業務完了後15日以内
- 3 登録内容を変更する場合には、変更があった日から15日以内に当該変更内容を登録する。ただし、変更があったときから完成のときまでの間が15日間に満たない場合は、登録内容確認書の提出を省略できるものとする。

1.1.8 委託の一時中止	契約書の規定に基づき、発注者は受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間委託の全部又は一部について、中止を命じることが出来る。 また、委託を一時中止したときの履行期限の取扱いは、次のとおりとする。 1 履行期限を日数（何日間）で定めてある場合 （１）全部中止の場合の委託完成予定日は、中止期間に相当する日数を延長した日とする。 （２）一部中止の場合は、委託完成予定日は変更しない。ただし、一部中止に伴い、特に当局が変更の必要を認めたときはこの限りでない。 2 履行期限を期日で定めてある場合 この場合は、委託完成予定日は変更しない。ただし、特に当局が変更の必要を認めたときはこの限りでない。
1.1.9 委託のPR	受託者は、担当者の指示により、委託内容を地元住民や通行者に周知し、協力を求めるため必要な措置を講ずる。
1.1.10 委託内容の説明と了解	受託者は、担当者の指示により、委託目的、調査方法を事前に物件所有者等関係者に説明し、了解を得る。
1.1.11 保険の加入及び事故の補償	1 受託者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保健法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保健法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。 2 受託者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡その他の事故に対して責任をもって適正な補償をする。
1.1.12 提出書類等	1 受託者は、指定の期日までに章末に示す書類を附則－ 2 「提出書類様式」により作成し、担当者に提出する。 また、附則－ 2 「提出書類様式」により作成した書類及び各編により作成する完成図書や報告書の提出方法（紙面又は電子）については、契約確定度速やかに担当者と協議すること。 なお、担当者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。 2 受託者は、提出した書類に変更を生じたときは、直ちに変更した書類を担当者に提出する。 3 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
1.1.13 打合せ等	1 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と担当者は常に密接な連絡

をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認し

なければならない。

なお、連絡・確認は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ議事録）を作成する。

また、電子メール等でのやり取りの場合、打合せ議事録の受領確認として、担当者及び受託者間でやり取りした電子メールなどを残すこと。

2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、受託者と当
当者は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面（打合せ議事
録）に記録し相互に確認しなければならない。

3 受託者は、業務に関する担当者及び関係機関等との打合せ内容並びに指
示事項等は、打合せ議事録に詳細に記録し、速やかに担当者に提出する。

4 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速や
かに担当者と協議する。

5 担当者及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期
限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、
いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすること
をいう。

1.1.14 設計図書の支給 及び点検

1 受託者からの要求があった場合で、担当者が必要と認めたときは、受託
者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各
種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担におい
て備えるものとする。

2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、担当者に
書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 担当者は、必要と認めるときは、受託者に対し、図面又は詳細図面等を
追加支給するものとする。

1.1.15 成果物の使用等

受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方
法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第6条
（特許権等の使用）に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の
交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第2節 着 手

1.2.1 委託の着手

1 受託者は、委託着手に先立ち、担当者と調査上の条件、注意事項等委託
全般にわたり打合せを行い、意見の調整を図る。

2 受託者は、委託着手に先立ち、官公署、他企業等の許可条件又は指示事
項を確認する。

3 受託者は、委託着手に先立ち、工程表を担当者へ提出する。

1.2.2 詰所、材料置場等

受託者は、詰所、材料置場、機械据付け場所及び使用水域等を含む現場管理区域については、あらかじめ担当者と協議の上、関係機関への手続及び地元調整等を行う。

第3節 委託施行の適正化

1.3.1 工程管理

- 1 受託者は、常に委託の進行状況について把握し、工程表どおりの円滑な進行を図る。
- 2 受託者は、工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、変更工程表を提出して協議する。
- 3 受託者は、工程表について、担当者が特に指示した場合は、更に細部の工程表を提出する。
- 4 受託者は、特に委託の時限を定められた箇所については、担当者と事前に協議し、遅滞なく工程の進行を図る。

1.3.2 協力会社

- 1 受託者は、委託業務における総合的な企画及び判断並びに委託業務遂行管理については、これを再委託することはできない。
- 2 受託者は、1に規定する業務及び簡易な業務を除く委託業務の一部を他の会社（以下「協力会社」という。）の協力を得て業務を行う場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている協力会社を選定しなければならない。
 - (1) 協力会社が、当該業務の遂行能力を有すること。
 - (2) 協力会社が、東京都の競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中でないこと。
 - (3) 協力会社が、東京都の競争入札参加資格者でない場合は、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないこと。
- 3 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 4 受託者は、3に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 5 受託者は、業務等を再委託に付する場合は、書面により協力会社との契約関係を明確にしておくとともに、協力会社に対し業務等の実施について適切な指導、管理のもとに業務を遂行しなければならない。
- 6 受託者は、4に規定する業務を再委託する場合は、協力会社の技術者、協力会社の業務履行体制、経歴等の概要について、「技術者及び協力会社届」を作成し、提出しなければならない。

1.3.3 環境対策

- 1 受託者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）、その他関係法令等を遵守し、当該委託の施行に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都が行うこれらに関する施策に協力する。
- 2 受託者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに担当者に報告し、担当者の指示があればそれに従う。
また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時担当者に報告し、指示があればそれに従う。
- 3 担当者は、委託に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受託者に対して、受託者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受託者は、必要な資料を担当者に提出する。
- 4 受託者は、委託で発生したすべての廃棄物等（事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等）を関係法令に適合した焼却設備を使用せず焼却（以下「野外焼却」という。）しない。ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却（軽微なたき火、病虫害に侵された伐採木等の焼却等）はこの限りでない。
なお、この場合にあっては、悪臭や煙害等が発生しないように周囲の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行わない。
- 5 受託者は、自動車等を運転する者に対して荷待ち等で駐・停車するときには、エンジンの停止（アイドリング・ストップ）を行うよう適切な措置を講じる。
- 6 東京都は、ディーゼル自動車（軽油を燃料とする自動車をいう。）の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を制定している。委託に当たっては、本条例の主旨を十分に踏まえて調査する。
自動車を使用又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規程に基づき、次の事項を遵守する。
 - （１）ディーゼル車規制に適合する自動車とする。
 - （２）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努める。
 - （３）低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。

	7 受託者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格（J I S）に合った軽油を使用する。 8 受託者は、次の各号のいずれかに該当する建設機械を使用する。 （１）「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 318 号）若しくは、第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）（以下、規程・指定要領と総称する。）に基づき排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械 （２）平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」（以下「評価制度、審査証明事業」という。）により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械 9 受託者は、騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等を遵守する。 また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 3 月 30 日付け建設大臣官房技術参事官通達）を参考にして、委託に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努める。 10 受託者は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成 9 年 7 月 31 日付け建設省告示第 1536 号、最終改正平成 13 年 4 月 9 日付け国土交通省告示第 2438 号）」に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用する。 11 受託者は、8（１）において第 2 次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努める。 12 受託者は、8 及び 10 の規定により難しい場合は、担当者と協議する。 13 受託者は、8 の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、担当者に提出する。
1.3.4 調査用機械器具等	受託者は、調査用機械器具等は、当該委託に適応したものを使用する。ただし、担当者が不適当と認めたときは、取替を命じることがある。
1.3.5 夜間作業	受託者は、委託施行の都合上、夜間作業を必要とする場合は、担当者の承諾を受ける。 また、担当者が必要と認めたときは、夜間作業を命じることがある。
1.3.6 日曜、祝日等の施行	受託者は、委託施行の都合上、日曜、祝日等（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29

	日から同月 31 日まで及び 1 月 2 日及び同月 3 日) に作業を必要とする場合は、あらかじめ担当者と打合せ、事前に理由を付した書面を提出すること。 また、担当者が必要と認めたときは、日曜、祝日等に作業を命ずることがある。
1.3.7 他の委託との関係	1 受託者は、委託施行中担当者の承諾なく他の者の依頼により、調査現場付近において、この委託に関連する他の調査を施行しない。 2 受託者は、この委託と並行して施行する他の委託がある場合は、担当者の指示に従い、両方で十分調整を行い委託遂行上支障のないようにする。
1.3.8 土地の立入り等	1 受託者は、公有又は私有の土地の立入りをを行う場合には、必要な手続きに従い、常に担当者と緊密な連絡を取り、その指示を受ける。 2 受託者は、調査委託証明書を携行するとともに、原則として、土地の所有者の立会いのもとに調査を行う。 また、特に私有地の立入りに当たっては、言動や必要以上の行動を慎み住民に不安、悪感情等を与えぬように注意する。 3 土地の立入りは、原則として日の出から日没までとする。
1.3.9 委託関係書類の整理	受託者は、委託に関する関係書類を備え、随時担当者が点検できるよう整理しておく。
1.3.10 試験結果等の報告	受託者は、担当者の承諾を得た事項、各種の試験結果等は、正確に記録して、系統のかつ綿密に整理し担当者に提出する。
1.3.11 委託記録写真	受託者は、委託に際し、必要と認めるとき及び担当者が指示した場合は、現場状況や対象物等を適宜写真撮影し、写真帳として整理して提出する。
1.3.12 後片付け	受託者は、委託の完了に先立ち、速やかに不用材料を整理し、仮設物を撤去して跡地を清掃し担当者の確認を受ける。
1.3.13 目的外使用の禁止	受託者は、本委託の内容を他の目的に使用してはならない。
1.3.14 秘密の保持	1 受託者は、本委託の履行により知り得た委託業務の内容を、第三者に漏らしてはならない。 2 前項の規定は、契約終了後も有効に存続するものとする。
1.3.15 個人情報の取扱い	1 基本的事項 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処

理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、東京都個人情報の保護に関する条例(平成 2 年東京都条例第 113 号)及び同施行に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。

また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認する

ことができる。

また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

12 従事者への教育・研修

受託者は、従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。

なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

13 データの納品、運搬

個人情報等の機密性の高い電子データを納品する場合は、電子データに対して、暗号化等の措置を行うこと。

また、外部記録媒体で電子データを運搬する場合は、鍵付きのケース等を用いること。

14 情報の保管及び管理等に対する義務違反

(1) 受託者又は再委託先において、この仕様書の2から13までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

(2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

1.3.16 その他

1 受託者は、立木、障害物等は、原則として伐採等をしない。やむを得ない場合は、あらかじめ担当者に申し出て、かつ、所有者又は管理者の了解を得た後に行う。

2 受託者は、委託実施中に生じた著しく困難な部分及び調査不可能な箇所は、進捗の都度担当者に届出て、指示を受ける。

3 受託者は、調査用電力（照明及び動力）及び調査用水の施設を設置する場合は、関係法規に基づき設備する。

第4節 安 全 管 理

1.4.1 一般事項

- 1 受託者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）等に定めるところにより、かつ、土木工事安全施工技術指針（平成21年3月30日付、国土交通大臣官房技術審議官通達）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日付、国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長通達）を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図る。ただし、これらの指針は当該委託の契約条項を超えて受託者を拘束するものではない。
- 2 受託者は、委託施行につき、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付、建設事務次官通達）等を遵守し、公衆災害の防止に努める。
- 3 受託者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分注意を払い、常にこれらに対処できる防災体制を確立しておく。
- 4 受託者は、調査現場が隣接し又は同一場所において別途調査がある場合は、受託業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行う。

1.4.2 交通及び保安上の措置

- 1 受託者は、委託施行中、担当者及び管理者の許可無くして流水及び水陸交通の妨害となる行為又は公衆に迷惑を及ぼす行為をしない。
- 2 受託者は、供用中の道路に係る委託の施行に当たっては、交通の安全について担当者、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成26年内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月31日付建設省道路局長通知）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日付、国関整道管第8号）に基づき、安全対策を講じる。
- 3 受託者は、危険防止のため、委託関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、危険防止柵等を設置するとともに、立入禁止の表示をする。夜間にあつては、注意灯を点灯するなど保安警戒に十分注意する。
- 4 受託者は、委託区域内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの交通に十分な施設を設置するとともに、必要に応じて交通整理員を置く。

1.4.3 事故防止

- 1 受託者は、火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合の保管及び取扱いについては、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等を遵守し、安全対策を講じる。

1.4.4 事故時の措置

- 2 受託者は、爆発物等の危険物を備蓄及び使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じる。
- 3 受託者は、火薬類を使用して委託を実施する場合は、使用に先立ち担当者に使用計画書を提出する。
- 4 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努める。
- 5 受託者は、委託施行に先立ち、施行区域の調査を行い、地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与えないよう、又はその機能を阻害しないよう適切な措置を講じる。
- 6 受託者は、委託施行に伴い障害等を発見した場合は、遅滞なく担当者に報告し、その処置について協議する。
- 7 受託者は、委託実施中、ガス漏れ、出水等の事故発生のおそれがある場合は、被害を未然に防止するよう万全の措置を講じる。
- 8 受託者は、管きょ内、槽内、室内、坑内等で有機溶剤を使用する作業を行う場合、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等を遵守し、安全管理対策を講じる。
- 9 受託者は、クレーン等を設置及び使用する場合、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等を遵守し、安全管理対策を講じる。

1.4.5 現場の整理・整頓

- 1 受託者は、委託施行中に事故が発生した時は、直ちに委託を中止して第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるのとし、応急措置を講ずるとともに、その拡大防止に努める。
また、直ちに担当者及び関係機関に通知する。
 - 2 1の通報後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容をまとめた上、その結果を別に定める事故発生報告書を担当者が指示する期日までに提出する。
- 1 受託者は、委託施行中、機械器具、調査用材料、不用土砂等の集積により交通及び保安上の障害とならないよう使用の都度整理し、現場付近は常に清潔にしておく。
 - 2 調査機器等は、1か所にまとめシート等で覆い周囲と遮断する。

第5節 検 査

1.5.1 完了検査

- 1 受託者は、契約書の規定に基づき、完了届を担当者に提出する。
- 2 受託者は、完了届を担当者に提出する際には、次の各号に掲げる要件を

すべて満たす必要がある。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての委託が完了している。

(2) 設計図書により義務付けられた成果品、委託記録写真などの資料の整備がすべて完了している。

(3) 契約変更を行う必要が生じた委託においては、最終変更契約を委託者と締結している。

3 委託者は、完了検査に先立って、担当者を通じて受託者に対して検査日を通知する。

4 受託者は、成果品、管理状況等について、検査員から関係書類、管理記録、委託記録写真等の検査を受ける。

受託者提出書類等一覧表

◎原則、電子でやり取りする書類、○電子提出可能な書類(注5)

名称	部数	提出先	摘要(提出期限の目安等)	提出方法
代理人及び主任技術者等 通知書	2	施行担当部所	担当者通知書を受領後、速やかに提出	
経歴書()	2	"	"	○
技術者及び協力会社届	2	"	"	○
業務着手日指定書	2	"	着手日指定書受領後2日以内	
工程表	2	"	注1	○
前払金請求書	2	"	着手後必要の都度	
打合せ議事録	2	"	必要の都度	○
既済部分検査請求書(第 回)	2	"	"	○
業務()通知書	2	"	" 注2	
業務変更通知書(第 回)	1	"	"	
休日等の作業届	2	"	" ※設計図書に休日等の作業の定めがある場合、提出不要	○
完了届	3	"	委託が完了した日	○
完成図書	別途指示	"	" 注3	○
完成契約金額請求書 [前払金無]	3	"	完了検査完了後	
完成契約金額請求書 [前払金有]	3	"	"	
承諾書	1	契約担当部所	必要の都度	
事故発生報告書	別途指示	施行担当部所	"	○
調査委託証明書発行 申請書、返納書	1	"	" 注4	
業務実績データ受領書 の写し	2	"	本文1.1.7(業務実績データ作成、登録) 参照	○
()承諾申請書	2	"	必要の都度	○
(協議・報告) 書	2	"	"	○
改善報告書	2	"	指示書、改善指示書、改善命令書により指定した日 ※原則として電子メールでのやり取りとする	◎
(○○)計画書	2	"	業務又は作業計画書の提出は各編の規定による	○

注1 契約期間が「着手指定の日から」の場合、着手の前日までに提出する。

なお、業務計画書に含めない場合、契約確定後14日(休日等含む)以内までに提出するものとし、業務計画書に含める場合は提出不要とする。

注2 ()の中には、全部中止、一部中止、全部中止継続、一部中止継続、全部中止解除、一部中止解除のいずれかを記入する。

注3 成果物及び提出部数並びに提出方法は特記仕様書によるほか担当者の指示による。

注4 調査委託証明書は業務終了後、速やかに当局に返却すること。

注5 電子データにより提出可能な書類は、以下のとおりとする。

(1) 電子データにより提出した書類は、完成図書を除き原則として紙の提出は不要とする。

また、受託者及び担当者は、電子提出した書類の受け渡しの記録を残すこと。

(2) 電子データにより提出した書類は、委託完了時に電子媒体として提出すること。電子媒体は、C D－R又はD V D－Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、担当者の承諾を得るものとする。

なお、担当者からの特段の指示がない場合は、電子媒体を2部提出とする。

(3) 受託者は、電子媒体の提出に当たり、図1のとおり電子媒体のラベルに下記内容を記載すること。
委託件名、提出年月、委託者、受託者、代理人、主任技術者、ウイルスチェックに関する情報(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)

なお、ラベルは、直接印刷、全面貼り付け、又は油性フェルトペンで表記とし、光学ドライブの故障の原因となるようなラベルプリンター等の一部貼り付けを行わないこと。

(4) 受託者は、委託中に電子提出した書類が電子データとして電子媒体内に揃っていること、及び閲覧可能であることを確認すること。

また、最新のウイルス対策ソフトでウイルスに感染がないかを確認する。

なお、使用するウイルス検査ソフト及びウイルス定義ファイルは、ウイルス検査を行う時点で最新のものを使用する。



図1 電子媒体へのラベル記載例

(地質調査委託編)

地質調査委託編

目 次

第1章 調査施行	2-1
第1節 一般事項	2-1
1.1.1 調査及び試験の方法	2-1
1.1.2 調査位置	2-1
1.1.3 地下埋設物の確認	2-1
1.1.4 建設副産物対策	2-1
1.1.5 代理人及び主任技術者	2-2
1.1.6 担当技術者	2-2
1.1.7 調査業務計画書	2-2
第2節 原位置試験	2-3
1.2.1 ボーリング調査	2-3
1.2.2 標準貫入試験	2-3
1.2.3 孔内水平載荷試験	2-3
1.2.4 現場透水試験	2-4
1.2.5 乱さない試料の採取	2-4
1.2.6 土質試料の採取	2-4
1.2.7 物理探査	2-4
1.2.8 復旧処理	2-4
第3節 土質試験	2-4
1.3.1 土質試験	2-4
第4節 調査の報告	2-5
1.4.1 土質調査報告書	2-5
1.4.2 土質標本	2-5
1.4.3 データの提出	2-6
第2章 可燃性ガス調査	2-7
第1節 一般事項	2-7
2.1.1 適用範囲	2-7
2.1.2 調査実施計画書	2-7
第2節 調査	2-7
2.2.1 予備調査	2-7
2.2.2 可燃性ガス調査	2-7
2.2.3 考察	2-8
第3節 報告書	2-8
2.3.1 報告書	2-8

第1章 調査施行

第1節 一般事項

1.1.1 調査及び試験の方法	調査及び試験は、日本産業規格（J I S）、（公社）地盤工学会（J G S）等の定めるところにより施行する。
1.1.2 調査位置	1 調査は、設計図書に基づき所定の位置に指定された深さまで確実に施行する。 2 設計図書に、調査位置等についての詳細な記載がない場合は、現地調査の上、調査位置を選定し担当者の確認を受ける。
1.1.3 地下埋設物の確認	1 受託者は、ボーリング地点の地下埋設物の種類、位置等をあらかじめ調査確認しておく。 また、ボーリングに当たっては、それらの埋設物に損傷を与えないように十分注意する。 2 受託者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに担当者に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置を講じる。
1.1.4 建設副産物対策	1 受託者は、委託施行に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等（以下「建設副産物」という。）の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱や指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努める。 (1)建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付、国土交通事務次官通達） (2)建設廃棄物処理指針（平成13年6月1日付、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） (3)東京都建設リサイクルガイドライン（以下「ガイドライン」という。） (4)東京都建設泥土リサイクル指針（以下「泥土指針」という。） 2 受託者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理する。 なお、処理を委託する場合には、以下の事項に留意する。 (1)運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督する。 (2)産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する。

1.1.5 代理人及び主任技術者

- (3) マニフェスト及び集計表を担当者に提示（集計表は提出）するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。
- 3 受託者は、当該委託から発生した伐採材、伐根材等について、設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努める。ただし、これにより難しい場合は、事前に担当者と協議する。
- 4 受託者は、建設発生土を仮置場に運搬し仮置きする場合は、流出、崩壊、飛散等が生じないように必要な措置を講じる。
- 1 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知する。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受託者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- 4 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行う。
- 5 主任技術者は、調査等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM、業務に該当する部門）あるいは地質調査技士の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 6 主任技術者は、野外における調査に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、調査が適正に行われるよう管理・監督しなければならない。
- 7 主任技術者は、担当者が指示する関連のある調査業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 8 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1.1.6 担当技術者

- 1 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- 2 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を担当者に提出する。（主任技術者と兼務するものを除く）
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

1.1.7 調査業務計画書

- 1 受託者は、契約確定後 14 日（休日等含む）以内（契約期間が「着手指定の日から」の場合は着手の前日まで）に調査業務計画書を作成し、担

当者に提出しなければならない。

- 2 調査業務計画書には、契約図書に基づき下記の事項を記入する。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) 建設副産物対策関連書類（該当する場合）
 - (12) その他
- 3 受託者は、調査業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度担当者に変更調査業務計画書を提出しなければならない。
- 4 担当者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な調査業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第2節 原 位 置 試 験

1.2.1 ボーリング調査

- 1 この調査は、ロータリー式ボーリングマシン等を使用する。
- 2 ボーリング地点の平面位置及び標高を詳細に測量し、オフセット図とし報告書に添付する。
- 3 ボーリング調査中は、常に土質変化に細心の注意を払い正確に把握し記録する。
- 4 地下水位の測定は、ボーリング終了後孔内側壁についているベントナイトをきれいに洗って、水位が恒常状態になってから地下水位を測定する。ただし、地下水位が浅いと予想される地域については、無水掘により自然水位を確保する。
- 5 検尺は、ボーリング調査終了後、原則として担当者の立会で行う。

1.2.2 標準貫入試験

- 1 JIS A 1219 の「土の標準貫入試験法」による。
- 2 標準貫入試験は、原則として1 m毎に行う。
- 3 標準貫入試験により得られたN値は、原則として補正を行わない。
- 4 乱さない試料の採取付近は、試料に悪影響を及ぼさないよう十分注意して行う。

1.2.3 孔内水平載荷試験

- 1 JGS 1531 の「地質の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方

	法」による。 2 ボーリング孔は、試験精度をよくするために孔壁を乱さないように平滑に仕上げなければならない。 3 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。 4 最大圧力は、試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。
1.2.4 現場透水試験	1 JGS 1314 の「単孔を利用した透水試験方法」による。 2 試験方法は、特に指定しない限り、単孔を利用した透水試験とし、非定常流法又は定常流法とする。
1.2.5 乱さない試料の採取	1 乱さない試料の採取は、担当者の指示する深度において、指定された試料を採取する。 2 乱さない試料の採取にあたっては、薄肉型サンプラーを静かに孔底におろし、回転や打撃を与えず土中に速やかに一動作で挿し込んで採取する。 3 乱さない試料は、上下端のゆるんだ部分を切り取って、空隙には熱したパラフィン等を注ぎ込んで密封する。 4 乱さない試料の取扱い及び運搬は、振動及び衝撃等を与えないよう丁寧に扱う。
1.2.6 土質試料の採取	土質試料は、土質の変化する毎に採取する。ただし、同一土質が 3 m 以上の場合は、3 m 毎及びその端数につき 1 個採取する。
1.2.7 物理探査	耐震検討・設計のために地盤の動的物性値を試験により求める際は、以下の調査を行う。 (1) P S 検層（もしくは弾性波探査） (2) 常時微動測定
1.2.8 復旧処理	1 受託者は、調査完了後、穿孔跡は必ず復旧方法を担当者に確認の上、砂又はモルタル等で確実に埋戻しをする。 2 調査完了後の道路舗装復旧は、道路管理者の指示する方法で确实入念に行う。

第3節 土 質 試 験

1.3.1 土質試験	土質試験は、J I S、J G Sに基づく次の試験のうち、設計に必要となるデータ取得を考慮して、試験実施内容を担当者に確認の上、選択・決定する。 (1) 土粒子密度試験
-------------------	---

- (2) 土の含水比試験
- (3) 土の粒度試験
- (4) 土の液性限界試験
- (5) 土の塑性限界試験
- (6) 土の一軸圧縮試験
- (7) 土の圧密試験
- (8) 土の透水試験
- (9) 直接せん断試験
- (10) 土の三軸圧縮試験
- (11) 腐食性土壌（当局が指示した場合）
 - ア 酸化還元電位
 - イ 比抵抗
 - ウ pH

2 土質試験を行う箇所は、担当者の指示する箇所とする。

第4節 調査の報告

1.4.1 土質調査報告書

- 1 土質調査報告書は（公社）地盤工学会制定の試験成果報告書の様式を使用し、原図一式の他A4判に製本して提出する。また、土質調査報告書を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。
 なお、特記仕様書に規定がある場合は、それによる。
- 2 土質調査報告書の構成は、次のとおりとする。
 - 一般平面図 ボーリング地点を表示した案内図（調査番号、深度、孔径等を表示した一覧図）
 - オフセット図 ボーリング地点を撤去等のおそれのない地先境界の角等3点以上の基点から測量したオフセット図
 - 土質柱状図 各ボーリング地点の土質状況を柱状にした一覧図（土質名、地下水位、標準貫入試験結果等）
 - 総合土質図 各ボーリング地点の土質柱状図を総合して、全体土質の推定を行う。必要に応じて縦断面、横断面に分ける。
 - 土質試験成績書 1.3.1に示す各試験成績書
 - 総合解析 上記の調査結果に基づき、全体の土質力学的解析を含めて、当局の意図する目的に対し、土質構成上からの考察、見解を記述する。

1.4.2 土質標本

- 調査記録写真 調査状況写真を撮影し、報告書に添付する。
- 1 標本試料の提出は、掘進5mにつき1個を標準とし、他は地層が変わる毎とする。

1.4.3 データの提出

2 採取した試料は、透明な蓋付ビンに詰め、柱状図を付した標本箱に収めて提出する。

なお、ビンには、調査件名、調査地点番号、土質名、採取深度等必要事項を記入した用紙を貼付する。

また、標本箱には、調査件名、受託者名等を記入する。

受託者は、調査結果を東京都土木技術支援・人材育成センターの土質柱状図入力プログラム又は受託者が使用している土質柱状図の図化プログラムを用いてデータファイルを CD や DVD などの電子媒体に納め、東京都土木技術支援・人材育成センターに担当者を通じて提出する。

電子媒体には、以下の内容を記載したラベルを貼る。

- (1) 調査件名
- (2) 委託者名（部、所、課名）
- (3) 受託者名
- (4) 契約番号
- (5) 調査年月
- (6) 入力用ソフト名

第2章 可燃性ガス調査

第1節 一般事項

- | | |
|---------------|---|
| 2.1.1 適用範囲 | この仕様書は、シールド工事及び推進工事の設計（施工）に当たり、可燃性ガス対策を検討する資料とするための調査に適用する。 |
| 2.1.2 調査実施計画書 | 受託者は、着手に先立ち調査内容等について、1.1.7 調査業務計画書により調査実施計画書を作成し、担当者に提出する。 |

第2節 調査

- | | |
|---------------|--|
| 2.2.1 予備調査 | 可燃性ガス発生の可能性について、既存土質調査、周辺の工事実績及び地中ガス関係文献等の資料を収集し整理を行い、担当者に提出する。 |
| 2.2.2 可燃性ガス調査 | <p>(1) 地表踏査</p> <p>メタンガス等の発生について、周辺の井戸、地下室及び工事中の現場等を調査する。</p> <p>(2) 原位置可燃性ガス調査及び電気検層</p> <p>調査は、土質調査ボーリング孔を用いて可燃性ガスの賦存状況を把握するため、原位置調査を行う</p> <p>ア 調査地点</p> <p>①調査箇所 調査箇所は設計図書による。</p> <p>ただし、その調査方法は下記イによる。</p> <p>②地下水位 調査深度 調査深度は、ガス賦存が予想される地層毎に、トンネル下端10m程度までとする。ただし、地層図から判断してガスが滞留しやすい地層形態となっている場合は、その地層までとする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>原則として以下の調査を実施する。</p> <p>なお、ガス調査は必ず防災バルブを取り付けて実施する。</p> <p>①地下水位（地下水压）低下法（採気）</p> <p>②地下水位（地下水压）保持法（採水）</p> <p>③不攪乱資料採取法（土壌）</p> <p>④原位置採取法（BAT法等）</p> <p>ウ 測定項目</p> |

- ①気温、湿度、気圧、水温
- ②ガス組成測定
- ③ガス湧出量測定
- ④ガス圧力測定

エ 資料採取

- ①採水（溶存ガス）
- ②採気（溶存ガスの遊離したもの及び遊離ガス）
- ③土壌（コアガス）

試験採取に当たっては、試料中に大気が混入してはならない。

（３）室内分析試験

ア 採取した試料中に含まれたガスの種類及び量の測定

（メタン、酸素、窒素、二酸化炭素、一炭化酸素、硫化水素）

イ 試験方法は、JIS K 0114（ガスクロマトグラフ分析のための通則）、JIS K 2301（燃料ガス及び天然ガスの分析試験方法）による。

2.2.3 考察

調査結果から、下記事項について考察を行う。

- （１）ガスの種類、存在形態、圧力、採取した水温、組成等
- （２）ガス湧出量の検討
- （３）七号地層、埋没段丘礫層等の等高線の作成
- （４）地層とシールド位置、推進位置の検討

第３節 報 告 書

2.3.1 報告書

受託者は調査終了後、速やかに下記の図書を土質調査報告書に含めて、担当者に提出する。また、報告書を電子データとする場合は、電子媒体として提出する。

- （１）報告書（A4版複写図面製本）
- （２）報告書（原図）
- （３）調査記録写真
- （４）その他、担当者の指示する書類

(測量調査委託編)

測量調査委託編

目 次

第1章 総 則	3-1
第1節 調査施行の適正化	3-1
1.1.1 測量用機器の検定	3-1
1.1.2 使用材料等の品質	3-1
1.1.3 代理人及び主任技術者	3-1
1.1.4 担当技術者	3-1
1.1.5 作業計画書	3-2
1.1.6 準拠すべき図書	3-2
第2節 測 量 の 計 算	3-3
1.2.1 点検計算及び再測	3-3
1.2.2 電子計算機の使用	3-3
1.2.3 計算結果の表示	3-3
1.2.4 測量成果の検定	3-4
第2章 測 量 調 査	3-5
第1節 中 心 線 測 量	3-5
2.1.1 目 的	3-5
2.1.2 中 心 線 測 量	3-5
2.1.3 中心点等の設置	3-5
2.1.4 角観測及び距離測定	3-5
第2節 多 角 測 量	3-5
2.2.1 目 的	3-5
2.2.2 多角路線の選定	3-5
2.2.3 標 識 の 設 置	3-5
2.2.4 角観測及び距離測定	3-5
2.2.5 計 算 及 び 作 図	3-6
第3節 現地測量(地形測量)	3-6
2.3.1 目 的	3-6
2.3.2 測 量	3-6
2.3.3 作 図	3-7
第4節 水 準 測 量	3-7
2.4.1 目 的	3-7
2.4.2 仮水準点の設置	3-7

2.4.3	基本水準点及び標高値	3-7
2.4.4	測量方法	3-7
第5節	縦横断測量	3-8
2.5.1	目的	3-8
2.5.2	縦断測量	3-8
2.5.3	横断測量	3-8
第6節	詳細測量	3-8
2.6.1	目的	3-8
2.6.2	詳細測量	3-8
第7節	埋設物調査	3-8
2.7.1	目的	3-8
2.7.2	調査方法	3-9
2.7.3	調査報告書の作成	3-9
第8節	完成図書	3-9
2.8.1	完成図書	3-9
2.8.2	紙質	3-9
2.8.3	用紙サイズ	3-9
	完成図の紙質等	3-10
第3章	用地測量調査	3-11
第1節	一般事項	3-11
3.1.1	目的	3-11
3.1.2	作業内容	3-11
3.1.3	作業の範囲	3-11
第2節	資料調査	3-11
3.2.1	資料調査	3-11
第3節	測量	3-12
3.3.1	多角測量	3-12
3.3.2	地積測量	3-12
3.3.3	現況測量	3-13
第4節	製図	3-13
3.4.1	製図	3-13
第5節	完成図書	3-14
3.5.1	完成図書	3-14
	完成図の紙質等	3-15
	別表 1	3-16
	別表 2	3-17

第 1 章 総 則

第 1 節 調査施行の適正化

1. 1. 1 測量用機器の検 定

測量用機器は各作業に適したものを使用する。

セオドライト、測距儀、鋼巻尺、レベル、水準測量作業用電卓、トータルステーション（データコレクタを含む）、GPS 測量機等は所定の方法により点検及び検定を行い、高度な技術を有する第三者機関の検定証明書等を作業計画書に添付して提出する。

なお、第三者機関は、都作業規程に従うものでなければならない。

ただし、担当者が不適当と認められたときは、取替を命ずることがある。

1. 1. 2 使用材料等の品 質

測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、別途定める「土木材料仕様書」によらなければならない。

1. 1. 3 代理人及び主任 技術者

1 受託者は、測量業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知する。これらの者を変更したときも同様とする。

2 代理人は、契約の履行に関し、測量業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。

4 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行う。

5 測量業務に従事する主任技術者は、測量法による測量士の有資格者であり、かつ測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者とする。

なお、日本語に堪能でなければならない。

6 主任技術者は、野外における測量業務に際しては、測量作業員等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務が適正に行われるよう管理・監督しなければならない。

7 主任技術者は、担当者が指示する関連のある測量業務の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

8 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1. 1. 4 担当技術者

1 担当技術者とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

2 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を担当者に提出する。（主任技術者と兼務するものを除く）

3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない

ない。

1.1.5 作業計画書

- 1 受託者は、契約確定後 14 日（休日等を含む）以内（契約期間が「着手指定の日から」の場合は着手の前日まで）に作業計画書を作成し、担当者に提出しなければならない。
- 2 作業計画書には、担当者の指示により以下の事項を記載する。
 - （１） 業務概要（委託件名、作業量、作業地域、契約年月日、納期）
 - （２） 実施方針（作業工程）
 - （３） 業務実施計画表
 - （４） 業務組織計画（作業編成）
 - （５） 打合せ計画
 - （６） 成果品の内容、部数
 - （７） 使用する主な図書及び基準
 - （８） 連絡体制（緊急時含む）
 - （９） 安全管理
 - （10） 精度管理
 - （11） 使用する主な機器
 - （12） その他
- 3 受託者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえでその都度担当者に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 担当者の指示した事項については、受託者はさらに詳細な作業計画書に係る資料を提出しなければならない。

1.1.6 準拠すべき図書

各種の測量は、次の法律及び図書に準拠して行うものとする。

なお、次の法律及び図書以外のものに準拠する場合は、あらかじめ担当者の承諾を受ける。

番号	名称	適用
1	測量法	国土地理院
2	東京都公共測量作業規程	東京都
3	公共測量作業規程の準則 基準点測量記載要領	公益社団法人日本測量協会
4	公共測量作業規程の準則 解説と運用	〃
5	国土調査法	国土交通省
6	基準点測量作業規程準則（国土調査法）	〃
7	不動産登記法	法務省
8	水準基準測量成果表	東京都土木技術支援・人材育成センター
9	東京都公共基準点測量作業規程	〃
10	東京都公共基準点使用要領	〃
11	東京都道公共基準点管理保全要綱	東京都建設局道路管理部
12	CAD製図基準（案）	東京都水道局 国土交通省
13	設計業務等の電子納品要領	東京都水道局
14	土木設計業務等の電子納品要領（案）	国土交通省
15	測量成果電子納品要領	東京都水道局
16	測量成果電子納品要領（案）	国土交通省

なお、2 東京都公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号、平成 23 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 334 号[一部改正]、平成 25 年 3 月 29 日付国土交通省告示第 286 号[一部改正]、平成 28 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 565 号[一部改正]、令和 2 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 461 号[一部改正]）を以下のとおり読み替えて準用する

- （1）本文中の「準則」とあるのは「規程」と読み替える。
- （2）第 1 条第 1 項中の「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と読み替えるものとし、同条第 2 項中の「規程は、」の下に「東京都が行う」を加える。
- （3）第 2 条中の「公共測量」とあるのは「この規定を適用して行う測量」と読み替える。
- （4）附則中の「平成 20 年 4 月 1 日」、「平成 23 年 4 月 1 日」、「平成 25 年 4 月 1 日」、「平成 28 年 4 月 1 日」並びに「令和 2 年 4 月 1 日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替える。

第 2 節 測 量 の 計 算

1. 2. 1 点検計算及び再測

受託者は、観測が終了したときは、観測値の良否を点検するため、速やかに所定の点検計算を行い、許容範囲を越えた場合は必要な再測を行うか、又は、担当者の指示により適切な措置を講じる。

1. 2. 2 電子計算機の使用

受託者は、測量の計算を電子計算機で行う場合には、データ、桁の取扱等について確認し、プログラム、インプットデータを担当者に提示し、指示を受けた後に計算を行う。

1. 2. 3 計算結果の表示

- 1 測量計算結果については、原則として、次表のとおりとする。

測定の種類	表示数値の種類	単位	表示のけた数	処理方法
基準点測量	辺 長	m	小数点以下3けた	小数点以下4けた目を四捨五入する
水準測量	距 離			
路線測量	座標値			
河川測量	標 高			
用地測量	座標値	m ²	小数点以下6または7けた	小数点以下4けた目を切捨てとする
	境界辺長			
	面 積			

※角値、方向角：秒単位

2 用地測量で面積を算出する場合、座標法による。

なお、座標法による面積計算は、直角座標法による。数値三斜法で面積計算されているものについては、座標法による面積と比較し下記の範囲を越える場合は、垂線及び底辺のmm位の切捨て、切上げを考慮してmm位の調整を行うこと（座標面積を超えない範囲で調整を行うこと）とし、詳細は担当者の指示による。

- (1) 座標面積 1筆 500 m²未満は、0.02 m²以内
- (2) 座標面積 1筆 500 m²以上は、座標面積の 1/25,000 以内

1.2.4 測量成果の検定

受託者は、特記仕様書に測量成果の検定を行う定めのある場合は、担当者の指示により高度な技術水準を持つ東京都公共測量作業規程に従った第三者機関による検定を受ける。

第2章 測 量 調 査

第1節 中 心 線 測 量

2.1.1 目的	中心線測量は、路線及び用地等の測量の基準となる主要点及び中心点を現地に設置することを目的とする。
2.1.2 中心線測量	中心線は、設計図書に基づき担当者と協議の上、現場踏査により原則として、20m毎に中心点を定め、折点では角度を測定する。
2.1.3 中心点等の設置	- 中心点等には、丸頭^{びょう} 鋸^く又は木杭^く（6×6×60 cm）を設置し、杭^く点識別用として白色ペイントを塗布し、番号をつける。 また、木杭^くの中心には釘^{くぎ}を打ちつける。 なお、折点等の主要点は点の記を作成する。 - 地形障害があり、所定の位置に設定できない場合には、中心線方向にその位置を明らかにする控杭を設置する。
2.1.4 角観測及び距離測定	- 水平角及び鉛直角等の観測並びに距離測定は、誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意を払って行う。 - 観測等に用いる主な機器及びその性能は、公共測量作業規程の4級基準点測量に準じる。

第2節 多 角 測 量

2.2.1 目的	多角測量は、細部測量の基準となる多角点を設置することを目的とする。
2.2.2 多角路線の選定	- 多角路線は、閉合多角路線とする。ただし、測量の目的、作業能率等の理由により必要がある場合は、自由多角路線によることができる。 - 多角点間距離は、できるだけ等距離になるよう選定する。 - 選点は、後続測量の成果及び作業能率に影響するので、十分な現地踏査を行い、配点に考慮する。
2.2.3 標識の設置	多角点には、必要に応じて一時又は永久標識を設置する。一時標識には木杭その他を、永久標識には標石又は金属標等堅固なものを用い、原則として常時復元ができるよう選点順に番号を付し、点の記を作成しておく。ただし、作業終了後に不用となる点については、省略することができる。
2.2.4 角観測及び距離測定	角の観測及び距離の測定等は、2.1.4（角観測及び距離測定）に準じて行う。

2.2.5 計算及び作図

- 1 計算は、所定の計算式により行い、次の桁まで算出する。
 - (1) 角 値 秒位
 - (2) 辺 長 値 mm位
 - (3) 三角関数 6 位
 - (4) 座 標 値 mm位
- 2 閉多角測量の許容誤差の限度は次のとおりとする。
 - (1) 方向角の閉合差 $50\sqrt{N}$ 秒 (Nは測角数)
 - (2) 座 標 の 閉 合 比 $1/5000$ (水平位置)
- 3 多角計算が終わったときは、次により多角測量成果表及び多角点網図を作成する。
 - (1) 多角測量成果表には、多角点の種類及び番号並びに多角路線の種類、標識の種類、方向角、座標値及び距離を記入する。
 - (2) 多角点網図は、適宜の縮尺又はこれに代わる地形図を用い、多角点の種類及び番号並びに多角路線の種類、番号、方向角及び距離を記入する。

第3節 現地測量（地形測量）

2.3.1 目的

地形測量とは、数値地形図データ等を作成、修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。

数値地形図データとは、地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す属性データとして、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

2.3.2 測量

- 1 現地測量は、現地において、トータルステーション等又は全地球航法衛星システム（GNSS）測量機を用いて、又は併用して地形、地物を測定し、数値地形図データを作成する作業を標準とする。その他、現地測量の詳細については、東京都公共測量作業規程による。
- 2 トータルステーション以外のRTK法を用いる測量及びネットワーク型RTK法を用いる測量並びにトータルステーション等及びRTK法を併用する測量又はトータルステーション等及びネットワーク型RTK法を併用する測量方法を使用する場合は、電波の受信状況及び周囲の基準点との整合性を検討し、担当者と協議すること。
- 3 測量に用いる機器は、東京都公共測量作業規程による。
- 4 道路等路線測量の場合の測定範囲は、道路幅員に10mを加えた範囲を標準とし、縮尺は原則として $1/500$ とする。
- 5 詳細測量、用地測量を行う場合においても、従来の方に基づき平板測量によって作業することも可能である。
- 6 地物等を測定する方向線長は、図上10cm以内とし、地物等の測定誤差は、図上0.3mm以内とする。
また、支距法の準拠線に対する支距は5m以内とする。

2.3.3 作図

- 1 図面は、隣接する図面を接合できるよう、接合部分の現況測量が終了したときは仮接合写図を作成し、この仮接合写図は担当者の点検を受ける。
- 2 仮接合写図には、図郭線及びその数値、多角点、接合に必要な図形を表示するものとし、トレーシングペーパー等に素図から謄写する。

第4節 水 準 測 量

2.4.1 目的

水準測量は、水準点連絡測量であって、作業区域内に仮水準点を設置し、多角点又は中心点等の高さを測定し、各種工事の設計、施工に必要な資料を供することを目的とする。

2.4.2 仮水準点の設置

- 1 仮水準点は、堅固な構造物等に標識を設置するか又は永久標石を埋設する。
なお、当局が所有権又は管理権を有する土地以外に永久標石を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等を取得する。
- 2 仮水準点は、後続作業に便利で、かつ、毀損その他その効用を害するおそれのない場所に設置し、十分な保全を期する。
- 3 仮水準点は、観測前に設置し、移動、沈下のないようにする。
また、点の所在を明らかにするため点の記を作成する。

2.4.3 基本水準点及び 標高値

基本水準点は、国土地理院又は東京都土木技術支援・人材育成センターで測定した水準点を使用し、その標高値は最新の水準基標測量成果による値を使用するとともにその表示は東京湾中等潮位（T. P）とする。

2.4.4 測量方法

- 1 観測は、誤差をできるだけ少なくするよう細心の注意を払って行う。
- 2 観測に用いる主な機器及びその性能は、次のもの又はこれと同等以上のものとする。
(1) レベル 水平器感度 40" / 2 mm (目測 1 mm まで読定できるもの)
(2) 標 尺 目 盛 精 度 標尺改正数 200 μ / m 以下
各 1 m 区間の較差 100 μ / m 以下
- 3 仮水準測定の水準路線は、原則として基本水準点等から出発してこれらの点に閉合するよう選定する。
また、水準路線は、努めて短い路線を選定する。
- 4 観測は、2 本 1 組の標尺を用いて往復観測を行う。
また、水準器と前視、後視との距離はほぼ等距離とし、その距離は最大 70m 程度とする。
- 5 観測の読定単位は、1 mm とする。
- 6 往復観測値の格差及び閉合差の許容範囲は、次のとおりとし、これを超

えた場合は、その原因を調査し再測を行う。

$$10\sqrt{S} \text{ mm} \quad (S \text{ は観測距離 片道、km 単位})$$

第5節 縦横断測量

2.5.1 目的

縦横断測量は、設計又は施工に資するため、水準測量の方法により、中心杭及び付近地における高低差を測定することを目的とする。

2.5.2 縦断測量

- 1 縦断測量は、設定を完了した中心線に従い、20 m 毎に測量を行い、地形変形部は更に細測を行う。
- 2 中心線の始点、終点付近及び間隔 1 km 毎に既設の境界石、その他堅固な箇所仮水準点を設定し、その拠点位置を平面図に記入するとともに、別にその付近の詳細オフセット図等を提出する。
- 3 縦断測量における往復観測値の格差及び閉合差の許容範囲は、次のとおりとする。

$$20\sqrt{S} \text{ mm} \quad (S \text{ は観測距離 片道、km 単位})$$

- 4 図面の縮尺は、縦 1/100、横 1/500 を原則とする。

2.5.3 横断測量

- 1 横断測量は、中心線より直角に地形の起伏状況を測定するものとし、その測定幅員の範囲は担当者の指示による。
- 2 河川横断箇所のある場合は、水際杭を境にして、陸部と水部に分け、水部については深淺測量により行う。
- 3 図面の縮尺は、縦 1/100、横 1/100 を原則とする。

第6節 詳細測量

2.6.1 目的

この測量は、設計図書に指定する箇所の原形を詳細に測量し、設計又は施工に資することを目的とする。

2.6.2 詳細測量

- 1 詳細測量は、現地測量、縦横断測量等により指定する箇所の原形を詳細に測量する。
- 2 図面の縮尺は、1/100 を原則とする。

第7節 埋設物調査

2.7.1 目的

埋設物調査は、設計図書に指定する地域内にある地下埋設物（上水道、工業用水道、下水道、電気、電話、ガス等）の構造の形状、寸法、管種、管径、土被、埋設年次、圧力の状態等を詳細に調査し、設計又は施工に資することを目的とする。

2.7.2 調査方法

- 1 現地調査を行い、平面位置及び深さ、種別等を確認する。
- 2 地下埋設物の当該管理者において、各管理図面を写図する。
なお、管理図面の製作、修正月日も記入する。
- 3 これらの調査結果は、一般平面図、縦断面図、詳細図等に記入する。

2.7.3 調査報告書の作成

埋設物調査報告書は、次の要領で作成する。

(1) 調査した管理者の一覧表

埋設物種別、調査区域、管理者名、調査年月日、担当部所、担当者名、電話番号等

(2) 案内図

(3) 埋設物平面写図及び構造物写図

(管理者毎に分類し、必要に応じて調査区域毎に分類する。)

第8節 完成図書

2.8.1 完成図書

完成図書は、原則として次表のとおりとし、図面は紙筒等に入れて提出する。また、完成図書を電子データとする場合は、電子媒体として提出する。

なお、完成図の作成要領は、原則として、附則「完成図面作成要領」による。

2.8.2 紙質

完成図の紙質は、ポリエステルフィルム等、工種及び内容に適したものを使用する。

2.8.3 用紙サイズ

野帳、計算書等の提出資料は、特に担当者の指示がないときは、A4版で提出する。

完成図の紙質等

工 種	内 容	紙 質	部数	摘 要
一 般 平 面 図	測 量 原 図	ポリエステルフィルム(白)300 番(片面)	1	
	同 上 総 合 写 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)	1	インキング
	同 上 複 写 図	普通紙 (再生紙含む)	3	埋設物の種別を色別
縦 横 断 面 図	原 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)青色方眼	1	
	同 上 写 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)	1	インキング
	同 上 複 写 図	普通紙 (再生紙含む)	3	
詳 細 図	原 図	ポリエステルフィルム(白)300 番(片面)	1	
	同 上 写 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)	1	インキング
	同 上 複 写 図	普通紙 (再生紙含む)	3	
地 形 図	原 図	ポリエステルフィルム(白)300 番(片面)	1	
	総 合 原 図	〃 〃	1	
	同 上 写 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)	1	インキング
	同 上 複 写 図	普通紙 (再生紙含む)	3	
	縦 横 断 原 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)青色方眼	1	
	同 上 写 図	ポリエステルフィルム 300 番(片面)	1	インキング
	同 上 複 写 図	普通紙 (再生紙含む)	3	
埋 設 物 調 査	報 告 書	普通紙 (再生紙含む)	2	
資 料	野 帳		一式	
	計 算 書	A 3 ～ A 4 判	〃	
	そ の 他		〃	

(注) 写図インキングのうち、担当者が指示した部分は鉛筆書きとする。

第3章 用地測量調査

第1節 一般事項

3.1.1 目的

用地測量は、土地及び境界等について調査測量し、用地買収、管理その他に必要な図面、資料を作成することを目的とする。

3.1.2 作業内容

- 1 用地測量は、既知境界点の位置の測定又は未知境界点の位置の確定を行い、土地の位置、形状、辺長、面積等を求めるものである。
- 2 用地面積求積までの手順は、次のとおりとする。
 - (1) 作業計画
 - (2) 資料・権利調査
 - (3) 境界検討図作成
 - (4) 公共用地境界の確認立会
 - (5) 民有地、借地権境界等の確認立会
 - (6) 境界の表示
 - (7) 境界の測量
 - (8) 用地境界杭設置
 - (9) 境界点間測量
 - (10) 面積の計算
 - (11) 作図

3.1.3 作業の範囲

- 1 公共用地確定について、確定依頼の手続きは原則として当局が行う。
- 2 民地境界立会いについて、土地所有者に対する立会いの通知の発送、その他の手続は、担当者の指示により受託者が行う。
- 3 確定測量、その他の作業及び確定に当たっては、受託者の責任において行う。

第2節 資料調査

3.2.1 資料調査

- 1 地図写しは、法務局（支局・出張所）備付け地図（公図）（以下「地図」という。）に基づき、測量区域及びその周辺の地図を丁寧かつ正確に写図する。
- 2 道路、水路、その他で地図上に着色してあるものは、写図にもそれと同色をもって着色する。
- 3 地図の接続部分は、その記載どおり写図し、接続部分を合致させる目的等をもって訂正しない。
- 4 地図写しは、土地登記簿と照合し、町名、地番、地目、地積、土地所有者氏名等を記入し、脱落、その他不都合のないように詳細に調査し、地図写しの余白に調査年月日、法務局の支局・出張所名及び調査者氏名を明記する。

なお、土地登記簿、地図等が地図写しと異なる場合又は不明確な場合は、法務局（支局・出張所）で旧土地台帳等により調査するか、あるいは、都税務事務所又は市町村役場備付けの固定資産税課税台帳、地図等を参

考に照合する。

- 5 土地登記簿の写しは、土地所在の地番、地目、地積、土地所有者の住所、現住所、氏名等を調査し、必要がある場合は担当者の指示に従ってその沿革等を調査する。

また、借地権、抵当権、地上権（土地登記簿乙区記載）等の所有権以外の権利についても調査する。

- 6 土地区画整理事業及び土地改良事業の行われている地区にあっては、それぞれの確定図及びその他の境界確認のための資料を調査する。
- 7 公共用地境界図等を調査し、その写しをとる。

第3節 測 量

3.3.1 多角測量

- 1 多角測量は、地積及び現況測量の基本として行うものである。
- 2 多角路線は、閉合多角路線を原則とするが、測量の目的、作業能率等の理由により必要がある場合は、結合多角路線によることができる。
- 3 多角測量の作業は、第2章第2節（多角測量）に準じて行う。

3.3.2 地積測量

- 1 地積測量は、既知境界点の位置の測定又は未知境界点の位置の確定を行い、土地の位置、形状、辺長、面積等を求める測量である。
- 2 作業に先立ち、公共用地境界又は買収用地境界の確認立会いは、収集した資料に基づき、境界線の図上検討及び現地調査をする等、境界立会いの準備を行い、あらかじめ当該土地所有者に通知した日に現地立会員を派遣し、境界点を確認する。

また、買収用地境界の確認立会いに際しては、関係土地所有者立会いの上、隣接境界標識を設置する。

- 3 境界点には、一時又は永久標識を設置する。一時標識には木杭（ $6 \times 6 \times 60$ cm）その他を、永久標識には標石又は金属標等堅固なものを用い、原則として常時復元できるように一連の番号を付し、点の記を作成する。
- 4 境界点の観測方法、距離の測定、計算の単位、桁数等は、第1章第4節（測量の計算）、第2章第1節（中心線測量）及び第2節（多角測量）に準じて行う。
- 5 境界点の点間距離は、直接測定し座標計算との照査を行う。
なお、障害物等により境界点の直接測定が不可能な場合は、座標計算による。
- 6 境界辺長は、座標値による計算辺長値と実測値との差が、実測値の $1/5000$ 以内であるときは、計算辺長値を決定値とする。ただし、辺長がすでに決まった数値をもち、計算辺長値と定まった数値との差及び実測値と定まった数値との差が、ともに定まった数値の $1/3000$ 以内であるときには、定まった数値を境界辺長値とする。

3.3.3 現況測量

- 7 予定境界線が移動するときは、いずれか一边を台帳地籍に確保するよう努める。
- 8 隣接境界線より分割された土地は、現地測量（縮尺 1／250）を行い、買収面積及び残地面積を第 1 回分、第 2 回分として 2 通り算出する。
- 9 地積図の様式は、すべて法務局（支局・出張所）の提出書類要領になり、地番、地籍、面積計算書及び対照番号を記載する。
なお、別に所有者、耕作者別地籍調書、登記申告書を作成する。
- 1 現況測量は、多角測量の成果に基づき、当該用地及び周辺を含める区域について、トータルステーション等により必要な地形・地物を測定し、現況図を作成するものである。
- 2 測量方法は、第 2 章第 3 節（現地測量）に準じて行う。

第 4 節 製 図

3.4.1 製図

- 1 製図は、測量原図及び総合図等を作成することである。ただし、現況図、地積測量図は別紙に作成する。
- 2 製図は、境界点の位置、土地の形状を図示し、境界線の長さ、求積方法、地番、公簿面積、実測面積及び隣接地の地番等を記載するものとし、その成果である原図を「地積測量図」という。ただし、現況図に前記の必要事項を記入し併用した原図を「総合図」という。
- 3 製図は、その作業により図面の精度を低下させないように留意する。
- 4 図形は、現況測量の進行に応じて順次仮描し、一体をなす図形がほぼ完成した後、別に定める図式に従って正描する。ただし、接合部分については、接合が終った後正描する。この場合、正描を終えた素図は担当者の点検を受ける。
- 5 製図作業における精度は、基準点及び境界点のプロット誤差については 0.2 mm 以内、諸物件の位置の誤差については 0.5 mm 以内とする。
- 6 表示は、文字、符号、記号、数字等は、すべてゴシック直立体を原則とする。
- 7 総合図は、担当者の点検を受けた後、墨入れを行う。
- 8 地形、地物は、下記によりできるだけ薄く採色を施すものとする。
 - (1) バーストシェンナ 道路、通路
 - (2) ブルシャンプルー 海、湖水、河川、水路、池、沼
 - (3) セ ピ ア 堤、土揚
- 9 総合図に記入する事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 多角点座標、境界点座標、面積計算表
 - (2) 行政区画名、町、村、丁目、字名及び地番
 - (3) 表題、縮尺、方位

- (4) 測量年月日、測量受託者名、主任技術者名及び測量士登録番号
 - (5) 鉄道、主要施設、主要道路、河川、その他必要と認める地物の名称
 - (6) その他担当者の指示するもの
- 10 凡例は、別表 1 及び 2 のとおりとする。

第 5 節 完 成 図 書

3.5.1 完成図書

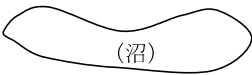
- 1 完成図書は次表のとおりとし、総合図は厚紙のケースに、写図は紙筒にその他の資料は整理の上、調査件名、内容、受託者名等を添書して提出する。完成図書を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。
- 2 実測図の縮尺は、原則として 1 / 250 とする。
- 3 計算書、野帳等は、整理区分し、適宜製本を行い、表題を付し、必要に応じて略図、見出し等を付するものとする。
- 4 図面の大きさは、写図等で法令の定めのあるものを除き、原則として、附則－1「完成図面作成要領」による。
- 5 完成図の紙質は、内容に適したものを使用する。

完成図の紙質等

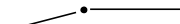
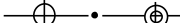
内 容	紙 質	部数	適 要
公 図 写 し	トレシングペーパー ポリエステルフィルム300番（片面）	1 1	
土地登記簿写し		1	
総 合 図（原 図）	アルミケント D300 アルミ箔 0.1mm 400×500mm	1	
地積測量図（写 図）	ポリエステルフィルム300番（片面）	1	
〃 （第2原図） 〃 （複 写 図）		1 7	
境界管理用（写 図） 〃 （第2原図）	ポリエステルフィルム300番（片面）	1 1	様式は公共用地 境界確定図による
地積測量図（写 図）		2	法務局様式による
登 記 申 請 書		4	〃
資 料			
資料①計 算 書		1	多角点、境界点、 辺長、面積、その他
〃 ②野 帳		1	
〃 ③点 の 記		1	境 界 トラバー
〃 ④公共用地境界 確定図（写図）		2	和 紙
〃 ⑤そ の 他		1	

別 表 1

種 別		線色	図 式	説 明
点	多 角 点	青		線の太さ0.1mm、トラバース・ナンバーは横添数字を記載する（T ₄ ）。 径は1.5mm、方向指示線は長さ4mmとする。
	三 角 点	青		線の太さ0.1mm、トラバース・ナンバーは横添数字を記載する（T ₃ ）。 内径は1.5mm、外径2.5mm、方向指示線は長さ4mmとする。
家 屋	木 造	茶		実測長による、線の太さ0.1mm モルタル造（モ）、プレハブ造（ブ）
	コ ン ク リ ー ト	黒		〃
	レ ン ガ 造 石 造 土 造	〃		〃 レンガ（レ）、石造（石）、土造（土）
	タ タ キ	〃		実測長による、線の太さ0.1mm以下
	土 台	〃		〃
物 体	石 杭	〃		線の太さ0.1mm以下
	消 火 せ ん	〃		実測長による、線の太さ0.1mm
	下 水 マ ン ホ ー ル	〃		〃
	電力、電話、マンホール	〃		〃
	門	茶黒		木造は茶色 コンクリート、鉄造りは黒色
	階 段	〃		〃
	水 槽	黒		〃
擁 壁	石 垣（直）	〃		〃
	〃（傾）	〃		〃
	コンクリート（直）	〃		〃
	〃（傾）	〃		〃
構 造 団	板 塀	茶黒		〃
	コ ン ク リ ー ト 塀	黒		〃
	レ ン ガ 大 理 石 塀	〃		木造は茶色 バラ線等は黒色
	柵（木）（鉄）	茶黒		
	生 垣	緑		線の太さ0.2mm
地 類	針 葉 樹 林	〃		
	広 葉 樹 林	〃		
	竹 林	〃		
	畑	〃		
	田	〃		
	草 地	〃		

種 別		線色	図 式	説 明
そ の 他	法	黒		
	側 溝（水路）	〃		実測長による、線の太さ 0.1mm、彩色を施す。
	池 沼	〃		池、沼等の種別は（ ）に記入、彩色を施す。
	流 水 方 向	〃		線の太さ 0.2mm
境 界	都 府 県	〃		特殊 1 点鎖線とし、2.5mm、1.5mm、1.5mm、1.5mm、2.5mm 線の太さ 0.4mm
	市 区 町 村	〃		2 点鎖線とし、2.5mm、1.5mm、1.5mm、1.5mm、1.5mm、2.5mm、線の太さ 0.3mm
	丁 目	〃		1 点鎖線とし、2.5mm、1.5mm、1.5mm、1.5mm、2.5mm 線の太さ 0.3mm
	番 地	〃		線の太さ 0.1mm

別 表 2

種 別		線 色		図 式	説 明
境 界 点	法	黒	朱 （ただし現況図と併用のとき）		径 1.5mm、0.2mm線の円
	側 溝（水路）				点のみ、線は点より0.5mm離して書く。
	池 沼				内径 1.5mm、外径 2.5mm、0.2mm線の円
	流 水 方 向				境界点が中点のとき、境界線は点中心を通す。
境 界 線	都 府 県	黒	朱 （ただし現況図と併用のとき）		0.3mm実線
	市 区 町 村				0.3mm破線、3mm、1mm、3mm
	番 地				辺中央
求 積 小 区	都 府 県	朱	朱 （ただし現況図と併用のとき）		0.1mm実線
	番 地				辺中央
求 積 表	都 府 県	黒	朱 （ただし現況図と併用のとき）		外枠線 0.5mm実線、仕切線 0.1mm実線、間隔 4mm
	番 地	朱			
面 積	都 府 県	黒	朱 （ただし現況図と併用のとき）		実測面積の上
	番 地	朱			求積区域ほぼ中央、数値のみ朱
番 地		黒	朱 （ただし現況図と併用のとき）		公簿面積上、アラビア数字
					

(工事に伴う環境調査委託編)

工事に伴う環境調査委託編

目 次

第1章 総 則	4-1
第1節 調査施行の適正化	4-1
1.1.1 工事中の調査	4-1
第2章 家屋調査	4-2
第1節 一般事項	4-2
2.1.1 目 的	4-2
2.1.2 現地調査	4-2
2.1.3 事前調査・事後調査	4-2
2.1.4 調査の施行	4-2
第2節 調 査	4-2
2.2.1 調査項目	4-2
2.2.2 調査方法	4-3
2.2.3 写真撮影	4-4
2.2.4 間取り平面図・立面図・スケッチ及び測定オフセット	4-4
第3節 報 告	4-5
2.3.1 調査報告書	4-5
2.3.2 写真集	4-6
参考資料 1 調査家屋平面図の例	4-7
参考資料 2 調査家屋一覧表	4-8
参考資料 3 写真説明表	4-9
参考資料 4 原因と現象	4-10
参考資料 5 評価資料	4-10
第3章 騒音調査	4-11
第1節 一般事項	4-11
3.1.1 目 的	4-11
3.1.2 調査計画	4-11
第2節 概況調査	4-11
3.2.1 工事概要	4-11
3.2.2 周辺調査	4-11
第3節 測 定	4-11
3.3.1 測定方法	4-11

3.3.2	騒音レベルの単位	4-11
3.3.3	測定計器	4-11
3.3.4	測定計器の検定	4-11
3.3.5	マイクロホンの位置	4-12
3.3.6	周波数補正回路	4-12
3.3.7	騒音計の動特性	4-12
3.3.8	測定波形の記録	4-12
3.3.9	同時測定	4-12
3.3.10	暗騒音の測定	4-12
3.3.11	暗騒音による補正	4-12
3.3.12	測定値の整理方法	4-12
第4節	各建設作業による騒音の測定方法	4-12
3.4.1	杭、鋼矢板を施工する作業の騒音	4-12
3.4.2	空気圧縮機を使用する作業の騒音	4-12
3.4.3	その他の機械を使用する作業の騒音	4-13
第5節	報 告	4-13
3.5.1	報告書の大きさ	4-13
3.5.2	報告書の内容	4-13
3.5.3	考察の内容	4-13
3.5.4	報告書の図表	4-13
3.5.5	調査区域平面図	4-14
3.5.6	工 程 表	4-14
3.5.7	距離減衰図	4-14
3.5.8	測定データ表	4-14
3.5.9	測定結果一覧表	4-14
3.5.10	工事期間中の騒音予測表	4-14
3.5.11	報告書の提出	4-14
第4章	振動調査	4-15
第1節	一般事項	4-15
4.1.1	目 的	4-15
4.1.2	調査計画	4-15
第2節	概況調査	4-15
4.2.1	工事概要	4-15
4.2.2	周辺状況	4-15
第3節	測 定	4-15
4.3.1	測定方法	4-15

4.3.2	振動レベルの単位	4-15
4.3.3	測定計器	4-15
4.3.4	測定計器の検定	4-16
4.3.5	ピックアップの位置	4-16
4.3.6	ピックアップの設置場所	4-16
4.3.7	振動感覚補正回路	4-16
7.3.8	測定成分	4-16
7.3.9	測定波形の記録	4-16
4.3.10	同時測定	4-16
4.3.11	暗振動の測定	4-16
4.3.12	暗振動による補正	4-16
4.3.13	測定値の整理方法	4-16
第4節	各建設作業による振動の測定方法	4-16
4.4.1	振動杭打ち、杭抜き機を使用する作業の振動	4-16
4.4.2	ブレーカーを使用する作業の振動	4-17
4.4.3	ブルドーザを使用する作業の振動	4-17
4.4.4	空気圧縮機を使用する作業の振動	4-17
4.4.5	振動ローラ等を使用する作業の振動	4-17
4.4.6	ダンプトラック等を使用する作業の振動	4-18
4.4.7	舗装版破碎機を使用する作業の振動	4-18
4.4.8	鋼球を使用する作業の振動	4-18
第5節	報告	4-18
4.5.1	報告書の大きさ	4-18
4.5.2	報告書の内容	4-18
4.5.3	考察の内容	4-19
4.5.4	報告書の図表	4-19
4.5.5	調査区域平面図	4-19
4.5.6	地質柱状図	4-19
4.5.7	工事工程表	4-19
4.5.8	距離減衰図	4-19
4.5.9	測定データ表	4-19
4.5.10	測定結果一覧表	4-19
4.5.11	工事期間中の振動予測表	4-19
4.5.12	報告書の提出	4-19
第5章	地盤変形調査	4-20
第1節	一般事項	4-20

5.1.1	目 的	4-20
5.1.2	調査内容	4-20
5.1.3	調査区域の選定	4-20
5.1.4	調査時期	4-20
第2節	調 査	4-20
5.2.1	観測 ^{くい} 杭の設置及び点の記	4-20
5.2.2	測 量	4-20
5.2.3	観察及び計測器による調査	4-21
第3節	報 告	4-21
5.3.1	報告書の大きさ	4-21
5.3.2	報告書の内容	4-21
5.3.3	調査区域平面図	4-21
5.3.4	施工状況調査表	4-22
5.3.5	施工順序図	4-22
5.3.6	亀裂の記録	4-22
5.3.7	測定データ表	4-22
5.3.8	工事に伴う地盤変形データシート	4-22
5.3.9	沈下量変動図及び水平移動量変動図	4-22
5.3.10	工事と地盤変形の関係図	4-22
5.3.11	工種と地盤変形量の関係	4-22
5.3.12	写真	4-22
5.3.13	考察	4-22
5.3.14	報告書の提出	4-22
第6章	地下水調査	4-23
第1節	一般事項	4-23
6.1.1	目 的	4-23
6.1.2	調査内容	4-23
6.1.3	調査区域の選定	4-23
6.1.4	調査時期	4-23
第2節	調 査	4-23
6.2.1	井戸分布等の調査	4-23
6.2.2	地下水位調査	4-24
6.2.3	水質調査	4-24
6.2.4	専門機関で行う水質試験	4-25
第3節	報 告	4-25
6.3.1	報告書の大きさ	4-25

6.3.2	報告書の内容	4-25
6.3.3	調査区域平面図	4-25
6.3.4	井戸分布図	4-25
6.3.5	地下水面等高線図	4-25
6.3.6	井戸水調査一覧表	4-26
6.3.7	工事に伴う水質変化データシート	4-26
6.3.8	地下水位観測表	4-26
6.3.9	工事に伴う地下水位変動データシート	4-26
6.3.10	工事と地下水位変動の関係図	4-26
6.3.11	写 真	4-26
6.3.12	考 察	4-26
6.3.13	報告書の提出	4-26

第 1 章 総 則

第 1 節 調査施行の適正化

1.1.1 工事中の調査

受託者は、工事中調査（本工事実施中に行う調査）により、環境の変化が判明したときには、速やかにその旨を担当者に報告する。

第2章 家屋調査

第1節 一般事項

2.1.1 目的	この調査は、水道工事に伴い施工場所に近接する家屋等に対して、工事による影響を与えたかどうかを正確に判断する資料を得るために、工事前の家屋等の状態、工事後の家屋等の状態を調査する。
2.1.2 現地調査	調査の実施に当たっては、調査区域内に在する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行う。 (1) 建物の敷地ごとに敷地内での建物等（主たる工作物）との位置関係 (2) 建物ごとの実測による間取り平面及び立面 (3) 建物等の所在及び番地並びに所有者の氏名及び住所 なお、現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときには、必要に応じて登記簿謄本等により調査する。
2.1.3 事前調査・事後調査	工事前調査及び工事後調査は、同様の調査項目、調査方法で調査を行うものとするが、事後調査は、必要に応じて調査箇所、調査方法等を追加する。
2.1.4 調査の施行	調査は、専門機関によって行う。

第2節 調査

2.2.1 調査項目	1 家屋の全景 家屋の全景は、調査対象家屋と周辺家屋との相対的位置関係及び建物の種類が分かるように、全景写真を撮影する。 2 外壁の亀裂、浮き等 外壁の亀裂幅、亀裂長、浮き等の測定、写真撮影及びスケッチ等は、地表面から原則として2 mの高さの範囲にある目視等によりすべての数量、形状等について実施する。 3 内壁の亀裂、隙間、浮き、はがれ、漏水等 内壁の亀裂幅、亀裂長、隙間、浮き、はがれ、漏水等の測定、写真撮影及びスケッチ等はすべての箇所で実施する。 4 タイル張り部分の亀裂 便所、風呂場、玄関などのタイル張り部分の亀裂については、すべての箇所について亀裂幅、亀裂長を測定、写真撮影及びスケッチをする。
------------	---

- 5 内壁と柱、回縁などとのすき間
内壁と柱、回縁などとのすき間間隔の測定、写真撮影及びスケッチ等はすべての居室について実施する。
- 6 柱、床などの傾斜
柱、床などの傾斜は、必ず直交する二方向の傾斜状況を測定する。
- 7 建具の建付け状況
建具の建付け状況は、柱や窓枠とのすき間間隔の測定及び写真撮影をすべての箇所について行い、スケッチも併せて実施する。
なお、測定は、隙間の最大値の点とする。
- 8 叩き、布基礎などの亀裂
叩き、布基礎及び土間の亀裂については、すべての亀裂幅、亀裂長を測定するとともに破損等についても写真撮影をする。
- 9 建物の沈下、傾斜
特に水道工事による影響を与えるおそれがある場合は、当該建物の四方向を水準測量及び傾斜計等により沈下、傾斜の測定を行う。
- 10 天井の亀裂、漏水跡等
天井の亀裂については、すべての亀裂幅、亀裂長を測定し、写真撮影する。
また、天井の漏水跡については、写真撮影を行うとともにスケッチを行う。
- 11 外構（塀、擁壁、門扉等）の破損
外構（塀、擁壁、門扉等）の亀裂については、すべて亀裂幅、亀裂長を測定し、写真撮影する。
- 12 その他必要なもの

2.2.2 調査方法

- 1 亀裂幅
亀裂幅は原則として最大亀裂幅を測定し、0.5mmの単位で測定する。
- 2 亀裂長
亀裂長は、亀裂の発生端と先端との直線距離を1mmの単位で測定し、この直線距離をもって亀裂長とする。
- 3 すき間間隔
内壁と柱、回縁などのすき間は、最大すき間間隔を1mmの単位で測定する。
- 4 柱の傾斜
柱の傾斜は、柱に沿って下げ振りをたらし、水系1m間の柱から水系までの水平距離を1mm単位で読み、その差で傾斜の程度を表示する。
なお、測定は必ず2方向に対して行う。
- 5 床の傾斜
床の傾斜度は、2方向について1mm単位で測定する。
- 6 建付け状況

2.2.3 写真撮影

建具の建付け状況は、閉じた状態での窓枠、柱とのすき間間隔を1mm単位で測定する。

なお、上端、下端の両方の隙間がある場合には、両方の隙間間隔を測定する。

7 建物の沈下・傾斜

測定は、壁面等で、下げ振り、トランシット、レベル測定器等を用いて1mm単位で測定する。

1 撮影項目

撮影対象物は、2.2.1（調査項目）の項目とし、その損傷の有無にかかわらず、必ず撮影する。

また、損傷がある場合には、損傷の状況が詳細にわかるように撮影する。

2 撮影枚数

写真撮影の枚数は、原則として1軒当たり40枚程度とするが、必要に応じて枚数を増減する。

3 撮影方法

写真撮影は、原則として撮影対象を測量用ポール等にて指示し、黒板に次の項目を明示して撮影する。

- （1）撮影年月日
- （2）撮影家屋番号及び家屋所有者名
- （3）撮影対象名
- （4）測定値
- （5）その他

4 撮影手段

通常の写真機（銀塩カメラ）又はデジタルカメラ（画像の加工が検知できる機能付）を使用して撮影する。

2.2.4 間取り平面図・立面図・スケッチ及び測定オフセット

1 間取り平面図・立面図

調査家屋の間取り平面図を描く。

また、縮尺は100分の1程度とする。

平面図には次のような事項を記入する。

- （1）調査年月日
- （2）調査員名
- （3）建物所在地（地番）
- （4）建物所有者名
- （5）建物使用者名
- （6）建物の種類
- （7）建物の経過年数
- （8）調査立会者
- （9）写真撮影の方向

(10) 写真番号

なお、家屋等に損害がある場合には、立面図を作成する。

2 スケッチ

スケッチは、写真撮影を補足するために必ず実施する。

3 オフセット

亀裂幅、亀裂長、内壁と柱、回縁とのすき間間隔、などの測定点を明確し、同一測定点での工事後調査が可能になるようにするため、オフセットを書く。

第3節 報 告

2.3.1 調査報告書

1 報告書の大きさ

報告書の大きさは、A4判とする。

2 報告書の内容

報告書は、調査件名、調査年月日、工事概要、調査内容並びに考察、事後調査については、事前と事後の変化の状況を記述し、下記の図表を含める。

(1) 調査位置図（案内図）

(2) 調査地域平面図

(3) 調査家屋一覧表

(4) 調査家屋間取り平面図及び立面図

(5) 写真説明表及び測定データ比較表

(6) スケッチ及びオフセット

(7) 業務日報

3 調査地域平面図

調査地域平面図は、1,000分の1程度の縮尺で描き、家屋調査番号を記入する。

また、平面図に建物の種類がわかるように凡例をもって示す。

4 調査家屋一覧表

調査家屋は、次の項目を記述した一覧表を作成する。

(1) 家屋番号

(2) 建物所有者、所有者住所並びに所有者連絡先

(3) 建物所在地（地番）及び住居表示及び使用者名並びに使用者連絡先

(4) 建物の種類、用途、経過年数（建築年月日）並びに延床面積

(5) 損傷の概要

5 間取り平面図及び立面図

2.2.4（間取り平面図・立面図・スケッチ及び測定オフセット）の1で調査した間取り平面図・立面図を整理し、報告する。

6 写真説明表

家屋調査ごとに、写真の説明を詳細に記述した表を作成する。

なお、次の項目について記述する。

- (1) 家屋番号
- (2) 所有者
- (3) 使用者
- (4) 所在地（地番）
- (5) 建物の種類
- (6) 経過年数（建築年月日）
- (7) 損傷概要
- (8) 調査月日
- (9) 調査立合人

7 オフセット

オフセットは、2.2.4（間取り平面図・立面図・スケッチ及び測定オフセット）の3に準じて報告する。

8 納入成果物

- (1) 報告書…………… 2 部
- (2) 報告書作成に必要な原図類（複写のできるもの）… 1 式

なお、報告書を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。

2.3.2 写真集

1 写真集の大きさ

写真集の大きさは、A4判とし、原則として1冊にまとめる。

2 写真の大きさ

写真の大きさは、サービス判（カラー）とする。

3 写真の印刷

カラープリンターを使用する場合は、フルカラー600dpi以上、インク・用紙等は、通常の使用条件のもとで3年間程度、顕著な劣化が生じないこと。用紙は、カラー印刷専用紙又は同等以上を使用する。

4 写真集の整理

写真は、1ページ3枚ずつ台紙に整理し、各々に説明をつける。

5 ネガ（銀塩写真の場合）

写真のネガは、密着焼付け版（カラー）を添付し、分類整理してアルバムにまとめる。

6 電子データの整理（デジタルカメラの場合）

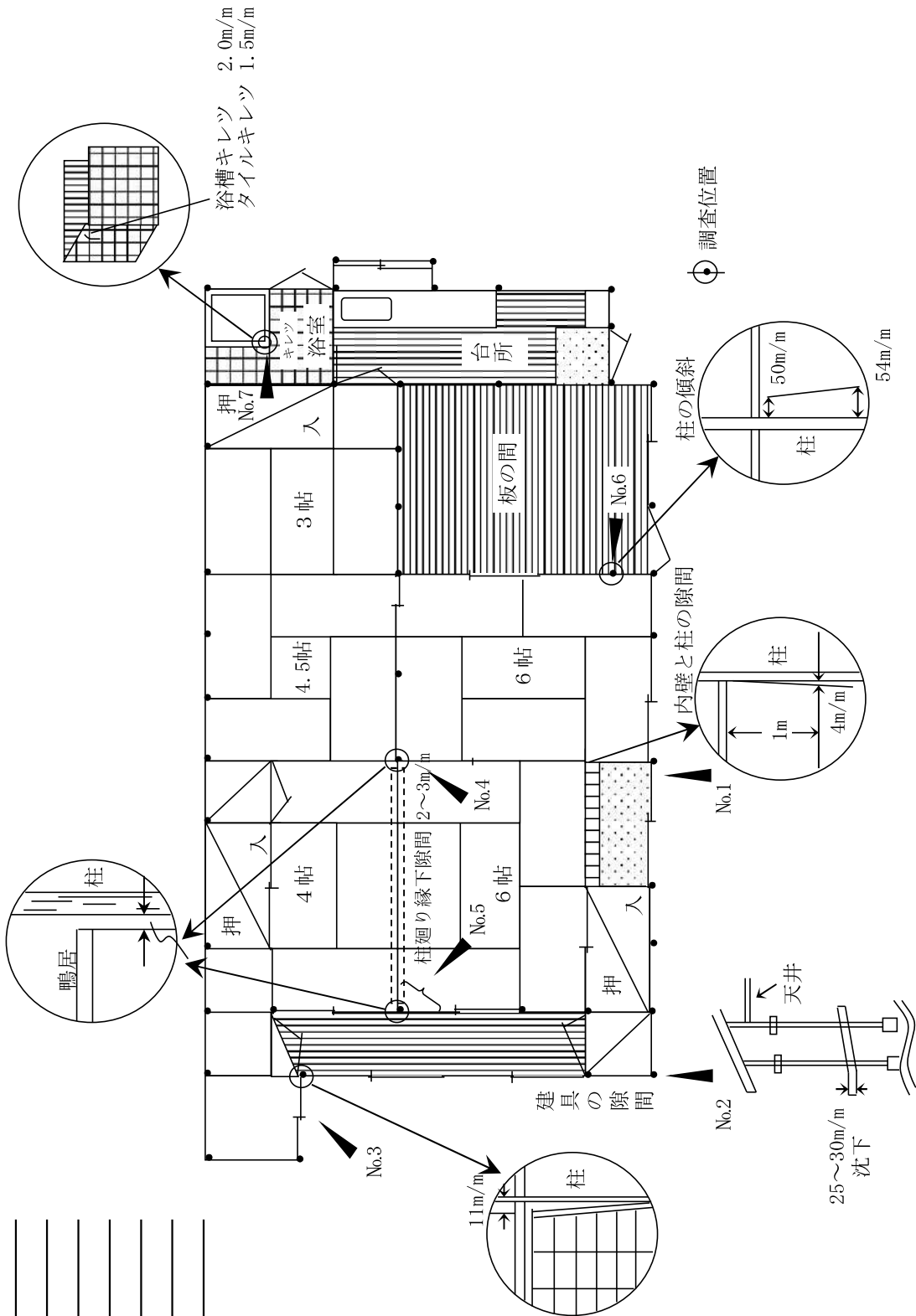
東京都水道局デジタル写真管理情報基準による。

7 納入成果物

- 写真集…………… 2 部
- 電子媒体…………… 2 部（デジタルカメラの場合）

参考資料 1 調査家屋平面図の例

家屋調査員名地者者
調查查員在所用所有
調查查件用地建物
年過
番
號



調査家屋一覽表

家屋番号	建物所有者	所有者住所	所有者住所 建物居住	建物所在 地表示	使用者名	使用者 連絡先	建物の種類	用途	経過年数	延床面積
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

写 真 説 明 表

事前調査年月日 平成 年 月 日
 事後調査年月日 平成 年 月 日

家屋番号				所在地				
所有者				建物の種類	経過年数			
使用者				損傷概要				
調査員				立会人				
写真番号	写真説明	測定値						概要
		① X 方 向			② Y 方 向			
		工 事 前 月 日	工 事 後 月 日	差	工 事 前 月 日	工 事 後 月 日	差	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

参考資料4

原因と現象

原因	原因の説明	現象							
		モルタル壁の亀裂	建具のくるい	タイルの剥離	鴨居及び柱等と壁のすき間	コンクリート叩き部の亀裂	土台基礎の沈下及び亀裂	主要部材（柱等の変形）	屋根瓦のずれ 建物の汚染
(1)地盤振動	○杭、矢板等の打込み引抜き ○舗装体の壊し工 ○重機の走行 ○掘削機の使用								
(2)地盤変形	○地盤の不等沈下 ○地盤の部分的隆起								
(3)泥水廃液	○場所打ちくい、連続壁の施工時の汚水処理 ○施工機械による廃液の飛散								

参考資料5

評価資料

現象	直接観察による推定 推定のポイント
モルタル壁の亀裂	
建具のくるい	
タイルの剥離	
鴨居及び柱等のすき間	
コンクリート叩き部の亀裂	
土台基礎の沈下及び亀裂	
主要部材の変形	
屋根瓦のずれ	
建物の汚染	

第3章 騒音調査

第1節 一般事項

- | | |
|------------|--|
| 3.1.1 目的 | この調査は、建設工事に伴って発生する騒音の大きさを正確に把握することを目的とする。 |
| 3.1.2 調査計画 | 工程表（PERT等）から、特定建設作業等、法令により規制の対象となっている作業を含む工種等、騒音発生の可能性のある工種をすべて抽出し、工事区域周辺の環境及び参考資料等を考慮して調査計画を作成する。 |

第2節 概況調査

- | | |
|------------|---|
| 3.2.1 工事概要 | 調査の対象とする工事について、次の項目を調査する。
(1) 工事概要
(2) 工程表
(3) 施工機械 |
| 3.2.2 周辺調査 | 周辺の状況について、次の項目を調査する。
(1) 法令における区域区分
(2) 工事敷地境界及び周辺の建物状況
(3) 地盤種別調査 |

第3節 測定

- | | |
|----------------|---|
| 3.3.1 測定方法 | 測定方法は、原則として、JIS Z 8731 に定める環境騒音の表示・測定方法による。 |
| 3.3.2 騒音レベルの単位 | 騒音レベルは、デシベルで表し、単位記号は dB とする。 |
| 3.3.3 測定計器 | 測定計器は、JIS C 1509、JIS C 1512 に定める電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）、騒音・振動レベル記録用レベルレコーダー又は、これと同程度以上の性能を有する計器を用いる。 |
| 3.3.4 測定計器の検定 | 測定計器は、計量法に定める検定及び検査に合格したものを使用する。 |

3.3.5 マイクロホンの位置	マイクロホンの位置は、発生源と至近の敷地境界線を結ぶ測線上に2点とり、そのうち1点は敷地境界、残りの1点は発生源から10mの位置を原則とする。
3.3.6 周波数補正回路	騒音の測定には、周波数補正回路のA特性を用いる。
3.3.7 騒音計の動特性	計器の動特性は、JIS C 1509 電気音響—サラウンドレベルメータ（騒音計）に定める時間の重み付けの特性F（速い動特性、FAST）を使用する。
3.3.8 測定波形の記録	測定時の騒音レベル波形は記録紙で保存する。
3.3.9 同時測定	測定は、測線ごとの同時測定とする。
3.3.10 暗騒音の測定	暗騒音の測定は、建設作業による騒音の測定前又は後において行う。
3.3.11 暗騒音による補正	暗騒音による補正は、建設作業による騒音の測定値と暗騒音の測定値との差が、10dB未満のとき行う。
3.3.12 測定値の整理方法	測定値の整理方法は、原則として変動ごとの指示値の最大10個の算術平均値とする。

第4節 各建設作業による騒音の測定方法

3.4.1 杭、鋼矢板を施工する作業の騒音	1 記録回数 測定記録回数は、1か所（1測線）で杭は1本、鋼矢板は原則としてかみ合う状態で1枚の打込みについて測定する。 2 測定時期 測定時期は、杭又は鋼矢板の打始め（0から1.0m）、各深度（1.0mごと）並びに打終わりにそれぞれ測定する。 なお、鋼矢板打込みでバイブロハンマ等を使用する場合は、打始めから打終わりまで連続に測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、杭又は鋼矢板の打始めから打終わりまでの測定値のうち、大きい順に10個取り、この算術平均値を代表値とする。
3.4.2 空気圧縮機を使用する作業の騒音	1 記録回数 測定記録回数は、1か所で同一条件について行う。 2 測定時期

3.4.3 その他の機械を使用する作業の騒音

測定時期は、空気圧縮機の負荷時に測定し、その騒音のピークを示す数が10個以上になるまで測定する。

3 測定値の整理方法

測定値は、大きい順に10個取り、その算術平均値を代表値とする。

1 記録回数

測定記録回数は、3.4.2の1に準ずる。

2 測定時期

測定時期は、3.4.1の2、3.4.2の2に準ずる。

3 測定値の整理方法

測定値の整理方法は、3.4.1の3、3.4.2の3に準ずる。

第5節 報 告

3.5.1 報告書の大きさ

報告書の大きさは、A4判とする。

3.5.2 報告書の内容

報告書には、次の事項について記述する。

- (1) 工事概要
- (2) 測定箇所
- (3) 土質柱状図
- (4) 写真
- (5) 測定状況
- (6) 測定計器
- (7) 測定方法
- (8) 測定結果
- (9) 考察
- (10) その他

3.5.3 考察の内容

建設工事に伴う騒音が周辺環境に与える影響について考察するために、次の事項を検討する。

- (1) 騒音の大きさと法令等の基準値との比較
- (2) 工事期間中での騒音の発生状況の把握

3.5.4 報告書の図表

報告書には次の図表を含める。

- (1) 調査区域平面図
- (2) 距離減衰図
- (3) 測定データ表
- (4) 測定結果一覧表

3.5.5 調査区域平面図	調査区域平面図には、次の内容を記述する。 (1) 工事平面図及び図縮尺の目盛 (2) 工事敷地境界及び周辺建物状況 (3) 測定対象騒音源及びマイクロホンの位置
3.5.6 工程表	工程表には、代表的工種の工程の他に、施工機械及び測定年月日等を記述する。
3.5.7 距離減衰図	距離減衰図は、縦軸に騒音レベル、横軸に騒音源からの距離を対数化したもので作成し、図中には実測の散布図及び回帰式と相関係数等を表示する。
3.5.8 測定データ表	測定データ表は、各工種測定ごとに作成し、工種ごとの騒音の大きさを計算する。
3.5.9 測定結果一覧表	測定結果一覧表は、測定データ表に基づき、各工種ごとに作成する。
3.5.10 工事期間中の騒音予測表	工事工程表及び参考資料等を用いて、工事期間中に発生する騒音の大きさを予測計算し、表を作成する。
3.5.11 報告書の提出	受託者は調査終了後、速やかに報告書を提出する。 なお、報告書等を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。

第4章 振動調査

第1節 一般事項

4.1.1 目的

この調査は、建設工事に伴って発生する地盤振動の大きさを正確に把握することを目的とする。

4.1.2 調査計画

工程表（PERT等）から、特定建設作業等、法令により規制の対象となっている作業を含む工種等、比較的大きな振動発生の可能性のある工種をすべて抽出し、工事区域周辺の環境及び参考資料等を考慮して調査計画を作成する。

第2節 概況調査

4.2.1 工事概要

対象とする工事について、次の項目を調査する。

- （１）工事概要
- （２）工程表
- （３）施工機械

4.2.2 周辺状況

周辺の状況について、次の項目を調査する。

- （１）法令における区域区分
- （２）工事敷地境界及び周辺の建物状況
- （３）地盤種別調査及び土質柱状図

第3節 測定

4.3.1 測定方法

測定方法は、原則として、振動規制法施工規則及びJIS Z 8735 振動レベル測定方法による。

4.3.2 振動レベルの単位

振動レベルは、デシベルで表し、単位記号はdBとする。

4.3.3 測定計器

測定計器は、JIS C 1510、JIS C 1512に定める振動レベル計及び騒音・振動レベル記録用レベルレコーダー又はこれと同程度以上の性能を有する計器を用いる。

4.3.4 測定計器の検定	測定計器は、計量法に定める検定及び検査に合格したものを使用する。
4.3.5 ピックアップの位置	ピックアップの位置は、発生源と至近の敷地境界線を結ぶ測線上に3点以上とり、そのうち1点は敷地境界とする。
4.3.6 ピックアップの設置場所	ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 (1) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 (2) 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所 (3) 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
4.3.7 振動感覚補正回路	振動の測定には、鉛直振動及び水平振動それぞれに対する振動感覚補正回路を使用する。
4.3.8 測定成分	ピックアップの測定成分は、原則として、3成分のうち鉛直方向（Z）の1成分とする。
4.3.9 測定波形の記録	測定時の振動レベル波形は、記録紙で保存する。
4.3.10 同時測定	測定は、測線ごとの同時測定とする。
4.3.11 暗振動の測定	暗振動の測定は、建設作業による振動の測定前又は後において行う。
4.3.12 暗振動による補正	暗振動による補正は、建設作業による振動の測定値と暗振動の測定値との差が、10dB 未満のとき補正を行う。
4.3.13 測定値の整理方法	測定値の整理方法は、原則として変動ごとの指示値の最大値10個の算術平均値とする。

第4節 各建設作業による振動の測定方法

4.4.1 振動杭打ち、杭抜き機を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1か所（1測線）で杭は1本、鋼矢板は原則としてかみ合う状態で1枚の打込みについて測定する。 2 測定時期 測定時期は、杭の打始め（0から1.0m）、各深度（1.0mごと）及び打終わりにそれぞれ5打撃分の振動量を測定し、更に打込み深さ1.0mに要する打撃回数を杭1本について記録する。 3 測定値の整理方法
----------------------------	--

	測定値は、杭の打始めから打終わりまでの測定値のうち、大きい順に 10 個取りその算術平均値を代表値とする。 4 継ぎ足し 杭の継ぎ足しをした時は、それに要した時間を記録する。
4.4.2 プレーカーを使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について 1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、施工中に測線付近を測定し、その振動がピークを示す数が 20 個になるまで測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、振動の変動ごとの最大値を読み取り、その大きいものから 10 個取り、その算術平均値を代表値とする。
4.4.3 ブルドーザを使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について 1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、ブルドーザが測線上を通過するときに測定し、その振動がピークを示す数が 20 個になるまで測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、振動の変動ごとの最大値を 20 個読み取り、その大きいものから 10 個とって、その算術平均値を代表値とする。
4.4.4 空気圧縮機を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について 1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、空気圧縮機の負荷時に測定し、その振動がピークを示す数が 10 個になるまで測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、測定値 10 個の算術平均値を代表値とする。
4.4.5 振動ローラ等を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について 1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、振動ローラ等が測線上を通過するときに測定し、その振動がピークを示す数が 3 個になるまで測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、測線通過時の振動の最大値を 3 個読み取りその算術平均値を代表値とする。

4.4.6 ダンプトラック等を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、ダンプトラック等が測線上を通過するときに測定し、その振動がピークを示す数が5 個になるまで測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、測線通過時の振動の最大値を5 個読み取り、その算術平均値を代表値とする。
4.4.7 舗装版破碎機を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、測線付近で舗装版破碎機の打撃ごとにその振動を20 個測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、各打撃ごとの測定値のうち大きい順に10 個取りその算術平均値を代表値とする。
4.4.8 鋼球を使用する作業の振動	1 記録回数 測定記録回数は、1 か所で、同一条件について1 回行う。 2 測定時期 測定時期は、鋼球の落下時ごとにその振動を20 個測定する。 3 測定値の整理方法 測定値は、各落下時ごとの測定値のうち大きい順に10 個取りその算術平均値を代表値とする。

第5節 報 告

4.5.1 報告書の大きさ	報告書の大きさは、A 4 判とする。
4.5.2 報告書の内容	報告書には次の事項について記述する。 (1) 工事概要 (2) 測定箇所 (3) 土質柱状図 (4) 写 真 (5) 測定状況 (6) 測定方法 (7) 測定結果

	(8) 考察 (9) その他
4.5.3 考察の内容	建設工事に伴う地盤振動が周辺環境に与える影響について考察するために、次の事項を検討する。 (1) 振動の大きさと法令等の基準値との比較 (2) 振動の影響範囲の推定 (3) 工事期間中での振動の発生状況の把握
4.5.4 報告書の図表	報告書には次の図表を含める。 (1) 調査区域平面図 (2) 土質柱状図 (3) 距離減衰図 (4) 測定データ表 (5) 測定結果一覧表
4.5.5 調査区域平面図	調査区域平面図には、次の内容を記述する。 (1) 工事平面図及び図縮尺の目盛 (2) 工事敷地境界及び周辺建物状況 (3) 測定対象振動源及びピックアップの位置
4.5.6 地質柱状図	工事区域の地盤状況を示す、地質柱状図及び深度別N値を記述する。
4.5.7 工事工程表	工事工程表には、代表的工種の工程の他に、施工機械及び測定年月日等を記述する。
4.5.8 距離減衰図	距離減衰図は、縦軸に振動レベル、横軸に振動源からの距離を対数化したもので作成し、図中には実測の散布図及び回帰式と相関係数等を表示する。
4.5.9 測定データ表	測定データ表は、各工種測定ごとの振動の大きさを計算する。
4.5.10 測定結果一覧表	測定結果一覧表は、測定データ表に基づき、各工種ごとに作成する。
4.5.11 工事期間中の振動予測表	工事工程表及び文献等を参考にして、工事期間中に発生する振動の大きさを予測計算し、表を作成する。
4.5.12 報告書の提出	受託者は調査終了後、速やかに報告書を提出する。 なお、報告書等を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。

第5章 地盤変形調査

第1節 一般事項

- | | |
|---------------|--|
| 5.1.1 目的 | この調査は、建設工事に伴って生じる地盤変形の大きさを正確に把握することを目的とする。 |
| 5.1.2 調査内容 | 調査区域内に、測量用杭等を設置し、工事前、工事中、並びに工事後の杭頭沈下量と杭間距離の変化を測量して、地盤の変形状態を調査する。 |
| 5.1.3 調査区域の選定 | 調査区域は、原則として工事敷地境界線から民地側に40mの区域とする。 |
| 5.1.4 調査時期 | 調査時期は、施工計画に基づき工事前、工事中及び工事後の3期に分ける。 |

第2節 調査

- | | |
|-------------------|--|
| 5.2.1 観測杭の設置及び点の記 | <ol style="list-style-type: none">1 観測杭
観測杭は、原則として60×60×600mmの木杭とし、地表から3cmから5cm残して打込み、杭頭には鉋又は釘を打つ。2 点の記
観測杭は、工事によって引抜かれたり、工事用の杭と混同したりするので、必ず「点の記」を作成する。3 縦断測線（基線）
縦断測線は、工事境界線より私有地側に1m入った位置とし、測点間隔は原則として20mとする。4 横断測線
横断測線の範囲は、原則として縦断測線（基線）から私有地側に向かって40mとし、間隔は縦断測線から5m, 5m, 10m及び20mに分割するように観測杭を設置する。 |
| 5.2.2 測量 | <ol style="list-style-type: none">1 水準基準点
水準基準点は、工事場所に一番近い基準点を用いる。2 水準測量の精度
縦横断測量のうち、水準測量の精度は、東京都公共測量作業規程の3級水準測量の精度とする。3 距離測量
縦横断測量のうち、与点間の距離測量は、トータルステーション、光波 |

5.2.3 観察及び計測器による調査

測距儀や鋼製巻尺で3回測定し、その平均値をとる。

また、トータルステーション、光波測距儀の場合は2セット測量とし、鋼製巻尺の場合は2読定、1往復を測定する。

なお、測定単位はmmとする。

4 工事前、工事中及び工事後の調査

工事前、工事中及び工事後の調査は、縦横断測点の高低差測量及び与点間隔の距離測量を行う。

1 亀裂の観察

地盤変形が発生するおそれのある工事では、周辺地盤の亀裂等の観察を行う。

また、地盤に亀裂が発生した場合は、亀裂の状況及び亀裂の発生に関連した工事の工種内容等を調査し、写真撮影を行う。

2 現場計測器による調査

深い掘削工事、盛土や埋立て工事、地盤改良工事及び基礎工事等地盤変形が生ずるおそれがある場合には、必要に応じて現場計測器を設置し、工事の安全かつ迅速なる進行を管理する。

第3節 報 告

5.3.1 報告書の大きさ

報告書の大きさは、A4判とする。

5.3.2 報告書の内容

報告書は、調査件名、工事件名、施工場所、施工概要、工程表、調査内容、並びに考察を記述し、次の図表を含める。

- (1) 調査区域平面図
- (2) 施工状況調査表
- (3) 工程表
- (4) 施工順序図
- (5) 亀裂の記録
- (6) 測定データ表
- (7) 工事に伴う地盤変形データシート
- (8) 横断測線及び縦断測線の沈下量変動図
- (9) 横断測線の水平移動量変動図
- (10) 工事と地盤変形の関係図
- (11) 工種と地盤変形量の関係図
- (12) 写真

5.3.3 調査区域平面図

調査区域平面図は、縦断測線、横断測線、観測点、工事境界線、明記する。

5.3.4 施工状況調査表	調査日ごとに、施工状況を記述した施工状況調査表を作成する。
5.3.5 施工順序図	標準的な断面について、主な工種ごとの施工順序図を作成する。
5.3.6 亀裂の記録	亀裂の記録は、亀裂の測定年月日、亀裂の発生時期、亀裂の位置、亀裂の大きさ及び施工状況について作成する。
5.3.7 測定データ表	測定データ表は、分類整理し、測定点の位置及び番号、測定年月日別の測定値及び前回測定値との差及び累積差がわかるようにする。
5.3.8 工事に伴う地盤変形データシート	地盤沈下量測定データ表及び水平移動量測定データ表を基に、工事に伴う地盤変形データシートを作成する。
5.3.9 沈下量変動図及び水平移動量変動図	測量データに基づき、地盤の沈下量変動図及び水平移動量変動図を作成する。
5.3.10 工事と地盤変形の関係図	工事と地盤変形の関係図は、次の内容を含める。 (1) 土質柱状図 (2) 仮設断面図 (3) 土留壁又は工事境界線からの距離と沈下量の関係図 (4) 施行工程と地盤沈下量の経日変化図
5.3.11 工種と地盤変形量の関係	工種と地盤変形量の関係図は、次の内容を含める。 (1) 地表面沈下量の表 (2) 地表面水平移動量の表 (3) 工種と沈下量のパレート図 (4) 工種と水平移動量のパレート図
5.3.12 写真	周辺地盤の亀裂等の写真を撮影する。
5.3.13 考察	考察は、工事と地盤変形の関係について行い、報告する。
5.3.14 報告書の提出	受託者は調査終了後、速やかに報告書を提出する。 なお、報告書等を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。

第6章 地下水調査

第1節 一般事項

6.1.1 目的

この調査は、工事に伴って生じる施工場所周辺の地下水（井戸水）の水位、被圧の有無及び水質の変化を正確に把握することを目的とする。

6.1.2 調査内容

調査は、調査区域内にある（１）井戸分布等の調査、（２）地下水位調査（一斉観測、長期観測）、（３）水質調査について行う。

6.1.3 調査区域の選定

調査区域は、精査区域と概査区域に分け、その区分はおおむね下表のとおりとする。

地層	調査区域	
	精査区域	概査区域
関東ローム層相当の地層	100m～150m以内	200m～300m以内
砂礫層相当の地層	150m～300m以内	300m～500m以内

6.1.4 調査時期

調査時期は、施工計画に基づき、工事前、工事中及び工事後の３期に分ける。

なお、調査時期は下表のとおり実施する。

調査内容		工事前	工事中	工事後
調査時期	井戸分布の調査	○		
	地下水位	○	△	△
調査	一斉観測	○	○	○
	長期観測	○	○	○
水質調査		○	△	○

（注）△印は、工事内容、地盤条件等を検討の上必要があれば実施する。

第2節 調査

6.2.1 井戸分布等の調査

井戸分布及び利用状況調査は、調査区域内に分布する井戸を確認し、次の項目について調査する。

- （１）所有者及び使用者の住所氏名
- （２）井戸の所在地
- （３）工事境界線（土留線）からの距離
- （４）使用人員
- （５）水道施設の有無

- (6) 井戸の形式
- (7) 用途
- (8) 水の出具合
- (9) 井戸の新設から現在に至る経過

6.2.2 地下水位調査

1 一斉観測

(1) 水位を観測する井戸

水位の観測は原則として、精査区域では、全井戸を対象とし、概査区域では開放式井戸を対象とする。

(2) 水位観測の時期

水位の観測は、比較的水位の安定した時に、同時測定を行う。

(3) 水位の測定

水位の測定は、井戸枠より水面までの深さを測り、地下水位を求める。

2 長期観測

(1) 測線の選定

測線は、工事の横断方向に選定する。

(2) 観測井の設置

観測井は、一測線当たり最小限度3か所設置する。

(3) 観測井の深さ

観測井の深さは、対象とする帯水層の水位変動を正確に測定できる深さまでとする。

(4) 水位の観測

水位の観測は、長期観測を行う観測井のうち1か所は自記水位計を用いることを原則とする。

また、自記水位計を用いない場合は、週一回以上観測を行う。

(5) 自記水位計の点検

自記水位計の点検（月巻）は、他の観測井の水位測定時に行う。

(6) 水位の読取り整理

自記水位記録の読取りは、1日1回読みとし、他の観測井の水位測定結果と合わせ、地下水位観測表、地下水位変動図及び背水位変動図に直ちに整理する。

6.2.3 水質調査

1 水質調査をする井戸

水質調査は、精査区域内の井戸について、次のことを行う。

(1) 現地で行う水質試験

(2) 専門機関で行う水質試験

2 現地で行う水質試験

採水現場で次の項目について水質試験を行う。

(1) 外観

	(2) 水温及び気温 (3) p H (4) R p H (5) 電気伝導度
6.2.4 専門機関で行う水質試験	1 試水の採水方法 採水方法は、日常採水している方法とし、試水びんに約 1ℓ 採水して密栓する。 2 水質試験の内容 水質試験は専門機関で、飲用適否の判定に必要な項目について行う。

第3節 報 告

6.3.1 報告書の大きさ	報告書の大きさは、A 4 判とする。
6.3.2 報告書の内容	報告書は、調査件名、工事件名、工事概要、調査内容及び考察を記述し、原則として次の図書を含める。 (1) 調査区域平面図 (2) 井戸分布図 (3) 地下水面等高線図 (4) 井戸水調査一覧表 (5) 工事に伴う水質変化データシート (6) 地下水位観測表 (7) 工事に伴う地下水位変動のデータシート (8) 工事と地下水位変動の関係図 (9) 写真
6.3.3 調査区域平面図	調査区域平面図は、2,500 分の 1 程度の縮尺とし、この平面図に精査区域、概査区域の範囲を記入する。
6.3.4 井戸分布図	井戸分布図は、井戸の用途別に着色し、一連番号をつける。
6.3.5 地下水面等高線図	地下水面等高線図は、一斉観測結果に基づき、等高線間隔を 1 m 程度で記入する。

6.3.6 井戸水調査一覧表

井戸水調査一覧表は、次の項目について記録する。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 井戸番号 | (11) 井戸深 |
| (2) 所有者及び使用者の住所氏名 | (12) 井戸枠高 |
| (3) 所在地 | (13) 地盤高 |
| (4) 工事境界線からの距離 | (14) 測定水位 |
| (5) 使用人員 | (15) 水深 |
| (6) 水道施設の有無 | (16) 地下水面高 |
| (7) 井戸の形式 | (17) p H |
| (8) 用途 | (18) R p h |
| (9) 水の出具合 | (19) 水温 |
| (10) 井戸高 | (20) 外観 |
| | (21) 電気伝導度 |

6.3.7 工事に伴う水質変化データシート

現地で行う水質試験及び専門機関で行う水質試験の結果をまとめ、水質変化データシートを作成する。

6.3.8 地下水位観測表

地下水位観測表は、記録紙から読みとった測定水位を記入し地下水面高に換算する。

また、観測井付近の雨量観測所における日降水量も合わせ記入する。

6.3.9 工事に伴う地下水位変動データシート

地下水位観測表から全観測井の観測結果を集計した地下水位変動データシートを作成する。

6.3.10 工事と地下水位変動の関係図

工事と地下水位変動の関係図は、下記の内容を含める。

- (1) 地下水位変動図
- (2) 背水位変動図

6.3.11 写真

地下水の観測井戸の写真を撮影する。

6.3.12 考察

考察は、工事と地下水変化の関係について行い、報告する。

6.3.13 報告書の提出

受託者は調査終了後、速やかに報告書を提出する。

なお、報告書等を電子データで提出する場合は、電子媒体として提出する。

(設 計 委 託 編)

設 計 委 託 編

目 次

第1章 設 計 施 行	5-1
1.1 準拠すべき図書	5-1
1.2 留 意 事 項	5-1
1.3 代理人及び主任技術者	5-1
1.4 審査を担当する技術者及び審査の実施	5-2
1.5 担当技術者	5-2
1.6 設計業務計画書	5-3
1.7 許容応力度等	5-3
1.8 電子計算機による計算	5-3
1.9 環境物品等の調達方針	5-3
1.10 建設リサイクル関係	5-4
第2章 完 成 図 書	5-5
2.1 完 成 図 書	5-5

第1章 設 計 施 行

1.1 準拠すべき図書

受託者は、設計に当たり準拠することとなる図書類等は、あらかじめ担当者
者と協議する。

なお、図書類のうち主な水道関連等図書は次のとおりである。

(1)水道施設設計指針	(日本水道協会)
(2)水道維持管理指針	(")
(3)水道施設耐震工法指針・解説	(")
(4)配水管設計の手引き	(東京都水道局)
(5)配水管工事標準仕様書	(")
(6)配水管工事標準図	(")
(7)機械・電気設備工事標準仕様書	(")
(8)東京都水道用配管材料仕様書(ダクタイル鋳鉄管)	(")
(9)東京都水道用配管材料仕様書(鋼管及びステンレス鋼管)	(")
(10)東京都水道用配管材料仕様書(弁類)	(")
(11)東京都水道用配管材料仕様書(鉄蓋及び弁キョウ)	(")
(12)東京都土木工事標準仕様書	(東京都財務局)
(13)土木材料仕様書	(東京都建設局)
(14)東京都水道局耐震設計ガイドライン	(東京都水道局)

1.2 留意事項

- 1 受託者は、設計に当たっては、これを正確かつ丁寧に、安全性、耐久性、経済性、施工性、公害や美観等の諸要素を考慮の上、行う。
- 2 受託者は、現地等をよく調査し、地形的条件、既施設物、他の工事の施行計画との関連及び工事材料に関する経済的条件等を考慮して、最も現地に合致した設計を行う。
- 3 受託者は、設計に当たり、採用を予定している工法、材料その他について、事前に知的財産権(特許等)の設定の有無の調査を行う。

なお、第三者が特許を取得済みであるなど特殊なものを使用する場合には、あらかじめ当該第三者の承諾を受け、設計図等にその詳細について明示する。

- 4 受託者は、地盤沈下地域における構造物を設計する場合は、「水準測量と地盤沈下、地下水位の観測成果」(東京都土木技術支援・人材育成センター)最新版等を参考とし、当該地点における沈下特性を十分に考慮して計算する。

1.3 代理人及び主任技術者

- 1 受託者は、設計業務等における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知する。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

1.4 審査を担当する技術者及び審査の実施

- 3 前項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- 4 主任技術者は、契約図書等に基づき、契約上の権限の行使又は義務の履行に関する技術上の管理を行う。
- 5 主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（業務に該当する部門、以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 6 主任技術者は、担当者が指示する関連のある設計業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 7 主任技術者は、1.4に規定する審査の確認を行わなければならない。
- 8 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1 一般事項

- (1) 受託者は、業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、完成図書等に誤りがないよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、審査計画を設計業務計画書に記載する。
- (3) 受託者は、審査業務を担当する技術者を定め、「技術者及び協力会社届」により委託者に通知する。なお、審査を担当する技術者は主任技術者を兼ねることができない。
また、特記仕様書において審査の体制を別に定める場合は、それに従う。
- (4) 審査を担当する技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはRCCM（業務に該当する部門）の資格保有者でなければならない。
- (5) 審査を担当する技術者は、業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において審査を担当する技術者自身による審査を行わなければならない。

1.5 担当技術者

- 1 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を担当者に通知する。（主任技術者と兼務するものを除く）
- 2 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は1.4で規定する審査を担当する技術者を兼ねることはで

1.6 設計業務計画書

きない。

- 1 受託者は、契約確定後14日（休日等含む）以内（契約期間が「着手指定の日から」の場合は着手の前日まで）に設計業務計画書を作成し、担当者に提出しなければならない
- 2 設計業務計画書には、以下の事項を記入する。
 - （1）設計業務概要
 - （2）実施方針
 - （3）工程表
 - （4）業務組織計画
 - （5）打合せ計画
 - （6）成果品の品質を確保するための計画
 - （7）成果品の内容、部数
 - （8）使用する主な図書及び基準
 - （9）連絡体制（緊急時含む）
 - （10）使用する主な機器
 - （11）その他なお、受託者は設計図書において定める審査事項について記載する。
- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度担当者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 担当者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係わる資料を提出しなければならない。

1.7 許容応力度等

許容応力度等の各種設計条件は、原則として1.1.1（準拠すべき図書）等に定めるもののほかは特記仕様書に示す。ただし、これらに示されていないものについてはあらかじめ担当者の指示を受ける。

1.8 電子計算機による計算

受託者は、応力計算を電子計算機で行う場合は、プログラムの主要部分（又はフローチャート）及びインプットデータを提示し、あらかじめ担当者の確認を受ける。

1.9 環境物品等の調達方針

1 基本事項

受託者は、本業務の実施に当たって、その対象となる工事で使用する資材、建設機械、工法、目的物については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「調達方針」という。）の規定に従い、本業務の趣旨や設計目的等を踏まえ、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。

2 特別品目等使用の検討

受託者は、本業務の実施に当たって、調達方針の規定に従い、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に照ら

し合わせて特別品目を使用することが可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合は、特別品目を選択し、その旨を担当者に提案しなければならない。

また、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に該当しない場合であっても、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合はその旨を担当者に提案しなければならない。

なお、担当者から特別品目、特定調達品目、調達推進品目を使用するよう指示があった場合は、それを選択する。

3 チェックリストの作成

受託者は、本業務の実施に当たって、特別品目、特定調達品目、調達推進品目に関する精査の結果について、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックシートは都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）して「リサイクル計画書」に添付の上、担当者に提出し、確認を受けなければならない。

1.10 建設リサイクル関係

受託者は、設計業務等を実施するに当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書」（詳細（実施）設計段階）を作成し、完成図書に含めて担当者に提出すること。

なお、「リサイクル計画書」（詳細（実施）設計段階）には下記書類を添付すること。

・再生資源利用（促進）計画書

建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を、本計画書として取りまとめる。

なお、再生資源利用（促進）計画書は、国土交通省のホームページに掲載されている様式をダウンロードするなどして作成することができる。

第2章 完 成 図 書

2.1 完成図書

- 1 完成図書は特記仕様書による。特記仕様書に規定がない場合は次のとおりとし、提出部数は担当者の指示による。
 - (1) 応力計算書（構造計算書、仮設の応力計算書等）
 - (2) 設計図（一般及び詳細）
 - (3) 〃 （縮小版）
 - (4) 数量計算書（数量内訳書を含む）
 - (5) 施工計画書
 - (6) 仕様書（工事仕様及び材料仕様）
 - (7) 調査資料
 - (8) 見本品
 - (9) 官公署等への申請書
- 2 受託者は、応力計算に際しては、数値計算のほか適用公式も記載し、計算根拠を明確に整理しておく。

なお、参考に供した図書類、使用した表等については、すべて明らかにしておき、担当者の指示ある場合には、必要な部分の写しを提出する。
- 3 数量計算書は、工事積算に必要なものは詳細に記載する。
- 4 施工計画書には、設計の基本的考え方、特徴、施工上の注意点、施工順序、方法及び条件等について詳細に記載する。

なお、建設副産物の検討においては、東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、発生する建設副産物の種類・質・数量等の把握や発生抑制、再利用を促進する工法・資材の採用可否及び種類に応じた処理方法等について「リサイクル計画書」として取りまとめ作成する。
- 5 仕様書は、それぞれの工種について、この設計条件に基づいた方法で詳細に記載する。
- 6 完成図書は、特に指定されたものを除いてA4判で提出する。
- 7 設計図等の記載事項及び縮尺等は、原則として、次表及び附則「完成図面作成要領」による。

図 面 等 名 称		縮 尺	記 載 事 項
設 計 図 面	案 内 図 ・ 位 置 図	1/5000～1/10000	施工箇所、位置着色
	平 面 図	1/100～1/500	位置、箇所、延長、幅、高さ、主要寸法等(位置図を併記可)
	縦 断 図	縦 1/100 横 1/500	地盤高、計画勾配管・構造物の標高
	構 造 図（詳 細 図）	1/20～1/50	計画高、規格、材料(材質)、形状寸法
数量計算書、応力計算書等			各工種、項目別

附則－1 完 成 図 面 作 成 要 領

完成図面作成要領

1 適用

- (1) この要領は、それぞれの工種の完成図面の作成についての基準を示すものである。
- (2) 作図、記号、線の一般的用法その他について、この要領に定めのないものは、JIS Z 8310 から 8318 まで（製図総則ほか）、JIS A 01 01（土木製図通側）、土木学会制定「土木製図基準」及びその他の関連規格、規定等によるものとする。

2 図面の大きさ

- (1) 図面の大きさは、図面紙の仕上り寸法で JIS P 0138（紙加工仕上寸法）のうち原則 A_3 とする。

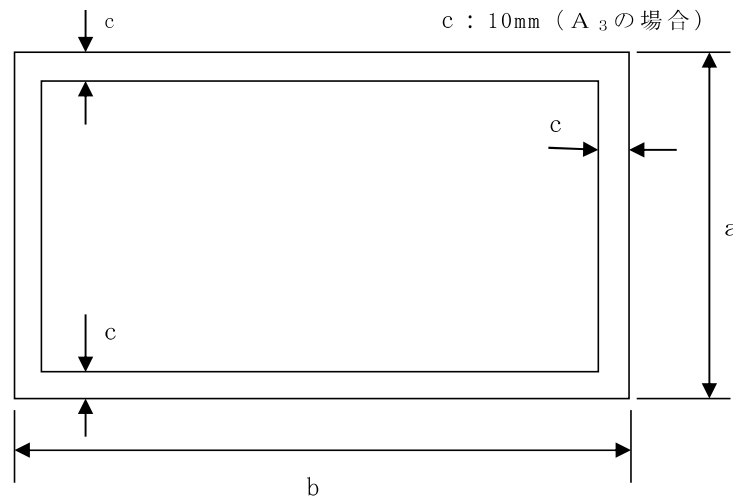
なお、 A_3 で作成が困難な場合については、 A_1 で作成する（表－1、図－1 参照）。

表－1 図面の大きさ

（単位 mm）

大きさの呼び方	A_3	A_1
$a \times b$	297×420	594×841

図－1 図面の大きさ及び輪郭



注) 図面は、長手方向を左右においた位置を正位とする。

- (2) 路線平面図、縦断面図等で、図面の規定、大きさ等のため 1 枚で作図できない場合は、分割して作成し、その接続表示を明示する。
- (3) 同一調査委託で場所が 2 か所以上にまたがるときは、それぞれ 1 か所毎に一葉ずつ分けて作成する。
- なお、この場合は、担当者の指示による。

3 紙質

- (1) 原図の紙質は、良質、普通紙等とし、担当者に確認する。
- (2) 測量調査委託における原図及び写図等の紙質は、別途、測量調査委託標準仕様書による。

4 図面の文字及び線

- (1) 文字（数字を含む）、記号の大きさは、表－2を原則とする。ただし、標題、細部の字はこの限りでない。

表－2 文字、記号の大きさ（単位 mm）

紙 面 サ イ ズ	A ₃	A ₁
文字、記号の高さ	2	4

- (2) 文字は楷書で明瞭に書き、数字は3桁ごとに間隔をあけて書く。
- (3) 寸法及び単位は、原則としてmm表示とする。ただし、配水管の平面図、縦断面図に使用する延長、標高等はcm単位とし、mm以下は四捨五入する。

5 図の作成上の注意

(1) 縮 尺

A₃で作成する図面の縮尺は、次の基準によること。

なお、図面にはA₁サイズに拡大印刷した場合の縮尺を別途括弧書きで記入すること。（A₁サイズで図面を作成する場合は、括弧書きでA₃に縮小印刷した場合の縮尺を記入）

ア 案内図 1:6000～1:20000 又は 1:10000～1:20000

イ 平面図 1:1000

ウ 縦断面図 縦 1:200 横 1:1000

エ 横断面図、側面図、詳細図等は担当者の指示による。

オ オフセット図 1:400～1:600

(2) 平 面 図

ア 図は、原則として「北」を上方とする。

イ 図の右上には、指定する縮尺の案内図を記入する。

ウ 道路には、国道、都道、区道等の区別、境界を明示し、通称道路名、道路番号、舗装の種別も記入する。

エ 河川には、その名称、流路幅、流水方向、その他必要事項を記入する。

オ 路線内の埋設物の名称、位置、土被り、形質、寸法等を記入する。

カ 表示記号は、表－３による。

キ 中心線は 20m 毎の測点番号を付する。

(3) 縦断面図

ア 地形の縦断面は、平面図の中心線測点毎に沿って書き、著しい変化のある場合は細部も記入する。

イ 図の右側は、後日使用するため担当者の指示により余白を設ける。

ウ 図の下側には、原則として、測点、追加距離、区間距離、管中心高、内径土被り等を記入する欄を設ける。

なお、その要領、寸法は、図－２による。

エ 図の基準線（D.L）には、必ず T・P（別に指定する場合は、A・P 又は Y・P）を表示する。

(4) 標 題 欄

図面右下には、図－２を参考に標題欄を設けることとし、標題欄の記載項目は担当者と協議する。

標題欄に記入する縮尺については、括弧書きで A₁ サイズで拡大印刷した場合の縮尺を記入する。（A₁ サイズで図面を作成する場合は、括弧書きで A₃ に縮小印刷した場合の縮尺を記入）

10		50			
工事件名					
図 名					
工事場所					
種 別					
事業別		工事番号			
縮尺	1:○○ (1:○○) ただし、()内は A₁ 版に拡大時	設計年月	図 番		／
東京都水道局○○部○○課					
		配水管	／	給水管	／
余白欄 (マイクロフィルム番号設定用)					

寸法: 縦方向は 7.5, 7.5, 6.25, 6.25, 5, 7.5, 6, 3.5, 10 の合計が 60.5。横方向は 10 と 50 の合計が 60。

図－２ 標題欄（参考）（A₃ の場合）

6 電子納品

図面の電子データは、原則として下記に示す（１）～（４）全てのファイル形式により提出すること。

（１）DWG

印刷時のペン設定ファイル（CTB, STB）も併せて提出すること。

また、DWG以外のCADデータ形式（オリジナルCAD）の場合は、オリジナルCADをDWG変換したデータ形式とする。

（２）オリジナルCAD

受注した業務の図面の作成に使用したDWG以外のCADデータ形式とする。ただし、オリジナルCADがDWGの場合は不要とする。

また、CADデータを他の端末で使用するために必要なファイルを添付すること。

（３）SXF

DWG又はオリジナルCADをSXF変換したデータとする。形式は図面の特性により、STEP/AP202に準拠したP21形式またはP2Z形式とする。

（４）PDF

DWG又はオリジナルCADをPDF変換したデータとする。

表一 3 表示記号

(1) 管 種

名 称		記 号	
管 径 (mm)		Φ	
材 質	高級鋳鉄 ダクタイル鋳鉄	F C F C D	
	ビニル管	V P	
	石綿管	A P	
	鋼 管	S P	
	ステンレス管	S S P	
	SDF管	S D F	
継 手	柔 継 手	A 形	A 
		K 形	K 
		T 形	T 
		U 形	U 
	剛 継 手	K F 形	K F 
		U F 形	U F 
		フランジ	F 
	耐 震 継 手	S 形	S 
		S II 形	S II 
		U S 形	U S 
N S 形		N S 	
G X 形		G X 	
そ の 他	特殊押輪		
	拔出防止金具2号		
	ラケ (N S 形)		
	ラケ (G X 形)		
	塗 装	M (モルタル)	
		C E (コールタールエナメル)	
		A S (アスファルト)	
		T E (タールエポキシ)	
P O (ポリウレタン)			

(2) 鑄鐵異形管記号

[illegible]

(3) 地下構造物

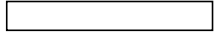
名 称	記 号
水 道 工水管は（工水）と表示する。	—————
既 設 水 道 管	---Φ100FC.DP1.20--- (管径、管種、深さ)
新 設 水 道 管	—Φ100FCD.DP1.20—
撤 去 水 道 管	---Φ100FC.DP1.20---
使用廃止水道管	===Φ100FCD.DP1.20===
(消火栓) 地下式双口	—————○—————
(消火栓) 震災応急用	—————●—————
(消火栓) 配水小管スマートメータ水圧計付き震災応急用	—————SP●—————
(消火栓) 地下式単口	—————◐—————
(消火栓) 配水小管スマートメータ水圧計付き地下式単口	—————SP◐—————
(消火栓) 地上式砲弾型	—————┐┌○—————
(消火栓) 地上式砲弾柱型	—————┐┌●—————
(制水弁) 仕切弁（手動）	—————H—————
(制水弁) 仕切弁（電動）	—————E┐┌—————
(制水弁) 仕切弁（手動、ソフトシル）	—————┐┌S┐┌—————
(制水弁) ハタフライ弁（手動）	—————B┐┌—————
(制水弁) ハタフライ弁（電動）	—————E┐┌B┐┌—————
(制水弁) ロート弁（手動）	—————R┐┌—————
(制水弁) ロート弁（電動）	—————E┐┌R┐┌—————
バイパス付 制 水 弁	—————┐┌┐┌H┐┌┐┌—————
空気弁、双口	—————(A)—————
空気弁、単口	—————(A)—————
(量水器) 区画量水器	—————⊕—————

名 称	記 号
(量水器) ベンチュリー	—————V—————
(量水器) ウォルトマン	—————W—————
(量水器) 電磁流量計	—————M—————
(量水器) 超音波流量計	—————U—————
(量水器) 配水小管スマートメータ流量計	—————SQ U—————
排 水 設 備	—————H┐┌(排)—————
逆 止 弁	—————┐┌┐┌—————
マ ン ホ ー ル	—————(人)—————
マ ン ホ ー ル 空気弁と併用の場合	—————(人)—————
伸 縮 可 と う 管	—————〰—————
排 流 器	—————H┐┌(ハ)—————
検 水 栓	—————H┐┌┐┌(ケ)—————
減 圧 弁	—————◇H—————
集 中 分 岐 管	—————H┐┌●—————
空気弁、急排	—————(A) _C —————
簡 易 排 水 栓	—————◇S—————
地 下 排 水 栓	—————(△)—————
配水小管スマートメータ水圧計付き 地下排水栓	—————SP (△)—————
(地下排水栓) 震災応急用	—————H ●—————
テレメータ 1 量	—————(T)—————
テレメータ 2 量	—————(T)—————
自 動 水 質 計 器	—————T—————
玉押器対応型急速空気弁	—————(A) _T —————
空気弁付消火栓	—————(A) _H —————

(4) 水道以外の地下構造物

名 称	記 号
ガ ス	----- Φ 150 DP1.20
バ ル ブ	-----⊙-----
水 取 器	-----  -----
制 圧 器	-----⊙-----
下 水	-----ⓓ-----
雨 水 枳	  
汚 水 枳	  
東 電	-----ⓔ----- Φ 75 2条4段 DP1.20
電 電	-----Ⓣ----- Φ 75 3条4段 DP1.20
当局ケーブル	通信ケーブル -----ⓐ----- HP Φ 100 DP1.20

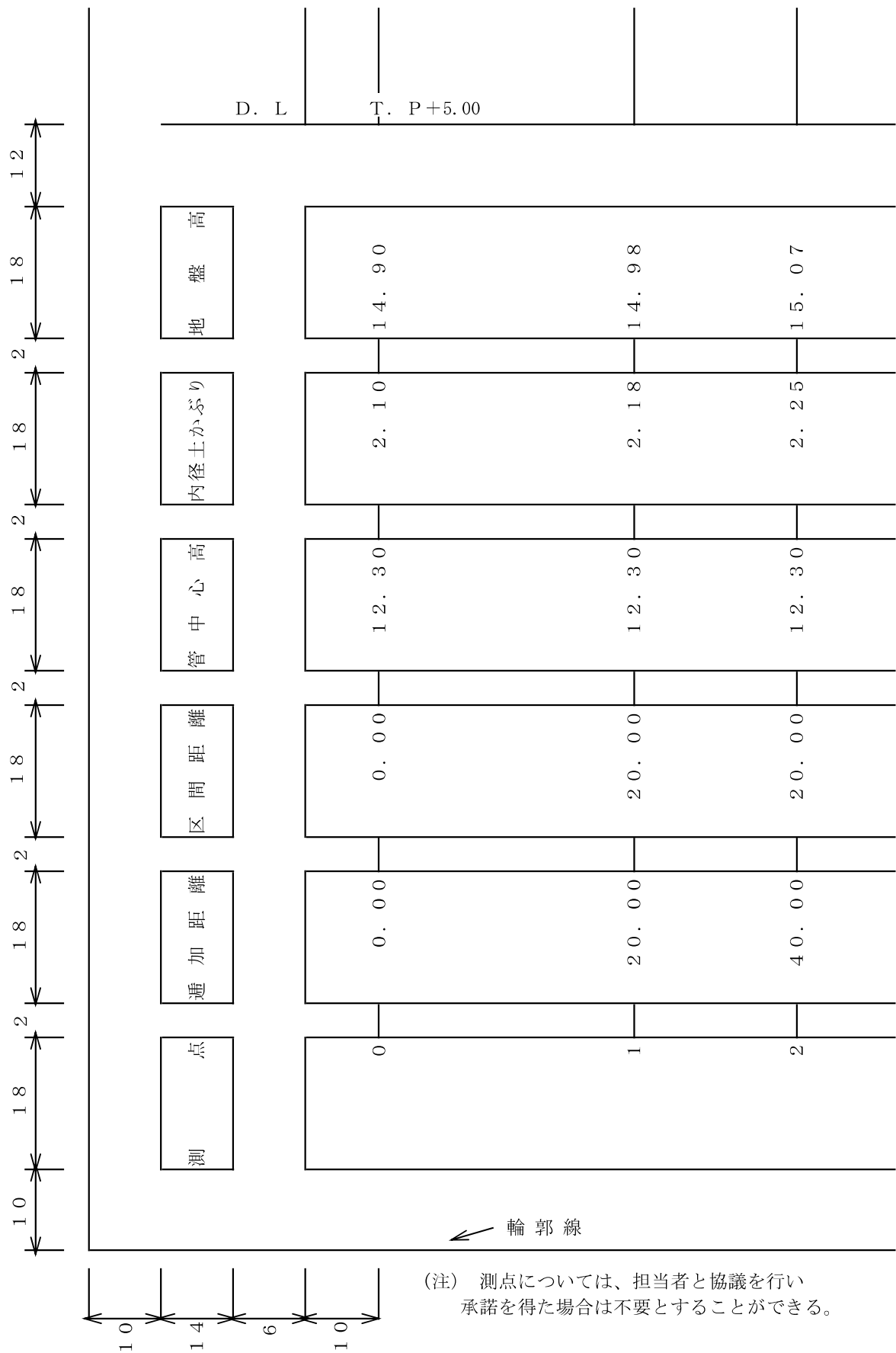
(5) 地上構造物

名 称	記 号
柱	-----○-----
電気柱	-----●-----
コンクリート 又は鋼木	-----●-----
電話柱	-----●-----
コンクリート 又は鋼木	-----●-----
街 灯	-----○-----
コンクリート 又は鋼木	-----○-----
都 電 架 線 柱 鋼	-----  -----
信 号 柱 鋼	-----  -----
家 屋	-----  -----
平 屋	コンクリート モルタル・木造
	  
2階建以上	  
生 垣	~ . ~ . ~ .
ブロック又は万代堀	-----  -----
ガードレール	-----  -----
石 積	-----  -----
植 樹	 
ポ ス ト	-----Ⓣ-----
公 衆 電 話	-----Ⓣ-----
火 災 報 知 器	-----Ⓣ-----
公 衆 便 所	-----  -----
交 番	-----  -----

(6) 構造物

[illegible]

図-2 縦断面図表示要領



附則－ 2 提 出 書 類 樣 式

提出書類様式一覧

◎原則、電子でやり取りする書類、○電子提出可能な書類

様式番号	名 称	関 係 書 類	提出方法
1	担当者通知書		
統一32	代理人及び主任技術者等通知書		
統一3	経歴書		○
2	技術者及び協力会社届		○
3	業務着手日指定書		
4	工程表	4-2 工程表	○
統一6	前払金請求書	保証証書	
5	打合せ議事録		○
統一10	既済部分検査請求書（第 回）		○
6	業務（全部中止等）通知書		
7	業務変更通知書（第 回）		
8	休日等の作業届	※設計図書に休日等の作業の定めがある場合、提出不要	○
統一29	完了届		○
9	完成契約金額請求書（前払金無）		
10	完成契約金額請求書（前払金有）		
11	承諾書		
12	事故発生報告書		○
13	測量調査委託証明書発行申請書	13-2 測量調査委託証明書 13-3 測量調査委託証明書返納届	
14	家屋調査委託証明書発行申請書	14-2 家屋調査委託証明書 14-3 家屋調査委託証明書返納届	
15	（ ）承諾申請書		○
16	（協議・報告）書		○
17	指示事項通知書	※原則として電子メールでのやり取りとする	◎
18	指示書	18-2 改善指示書 18-3 改善命令書 ※原則として電子メールでのやり取りとする	◎
19	改善報告書	※原則として電子メールでのやり取りとする	◎
20	（○○）計画書		○

【作成に当たっての注意事項】

- 様式番号において、「統一○○」となっているものは東京都全局で統一した様式番号であり、他は当局独自様式である。
- 様式の注意書きについて、“注”（かっこなし）は様式の一部であるため原則として省略不可能とする。ただし、“（注）”（かっこあり）は様式の一部ではないため省略可能である。
- 提出先名は、原則として発注者とし、局長名で契約したものについては局長名、事業所長名で契約したものについてはその事業所長名とする。
- 提出者名は、受託者の所在地、会社名、代表者名を記入の上、押印が必要な書類は届出印又は代理人印を押す。
- 提出書類は、2枚以上にわたる場合、とじ目又は継ぎ目に届出印を両方にかけて押す。
また、袋綴じとした場合は、裏面の綴じ目に届出印を押す。（届出印を押印して提出する書類のみ）
- 紙で提出した書類を訂正したときは、誤記の部分を二本の線で消して、その右側又は上位に正しい記載をするとともに、欄外に訂正の表示を明記して届出印又は代理人印を押す。
- 受書は、業務着手日指定書兼受書（業務中止通知書兼受書）のコピーに必要事項を記入して提出し、原紙は受託者が保管する。
- 押印不要の書類に押印がある場合でも差支えないものとする。
なお、押印不要とした書類については、押印がない場合でも有効な書面として取り扱う。

9 電子で提出した書類は、原則として紙の提出は不要とする。

なお、電子で書類の受け渡しを行う場合、事前に担当者の承諾を得るとともに、受領確認記録を残しておくこと。

10 電子提出する書類のファイル形式は原則としてPDF、Word、Excelのいずれかとし、次の表の条件を満たすものを提出すること。

また、windows 標準フォント以外は原則使用しないこと。これによりがたい場合は担当者と協議すること。

東京都水道局で使用するソフトウェア (令和6年4月現在)		提出を求めるファイル形式・バージョン
文書作成	Word2016(Microsoft 社)	東京都水道局で使用するソフトウェアで 問題なく閲覧できる
表計算	Excel2016(Microsoft 社)	
閲覧・印刷	Adobe PDF	

担 当 者 通 知 書

年 月 日

受 託 者 殿

東京都水道局〇〇〇部（所）長
〇〇〇 〇〇〇

印

以下のとおり担当者を通知します。

件 名					
委 託 番 号					
契 約 番 号	水契 第 号				
契 約 年 月 日	年 月 日				
担 当 者 氏 名	摘 要	担 当 者 氏 名	摘 要	担 当 者 氏 名	摘 要
(担当課長) 〇〇〇 〇〇〇					
(担当課長代理) 〇〇〇 〇〇〇					
(担 当 者) 〇〇〇 〇〇〇					
〇〇〇 〇〇〇					

（注） 担当者を変更する場合は、標題の横に（変更）と表示し摘要欄に変更と明記する。

文 書 番 号
(工事番号)

代理人及び主任技術者等通知書

年 月 日

(発注者宛)

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名

〔 法人の場合は名称及び代表者の氏名 ※ 〕

連絡用メールアドレス

代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。

文 書 番 号
(契約番号)

水契 第 号

件 名

委 託 場 所

契 約 金 額

¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

契 約 年 月 日

年 月 日

履 行 期 限

年 月 日

代 理 人 氏 名

ふりがな

(連絡用メールアドレス)

主任技術者氏名^注

ふりがな

(連絡用メールアドレス)

注 1 営繕設計の場合は、管理技術者氏名を記入する。

2 工事監理業務の場合は、監理業務技術者氏名を記入する。

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。

〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号：

経 歴 書 ()

ふ り が な
氏 名

学 歴

年 月

職 歴

年 月～ 年 月

資 格

年 月

- 注 1 この様式は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハによる学歴、実務経験若しくは資格又は仕様書等で指定されている資格若しくは実務経験等を提示する際に使用する。
- 2 表題の()内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。
- 3 学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第7条第2号のイによる場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。
- 4 職歴欄には、職歴を記載するとともに建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実務経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、それぞれ記載すること。
- 5 主任技術者等（監理技術者を除く）は、資格欄にその資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞれ記載すること。
また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。
ただし、監理技術者資格者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。
- 6 監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に提示することとし、この経歴書の提出は不要とする。

技術者及び協力会社届

年 月 日

東京都水道局

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者
氏名 ※

下記業務の技術者及び協力会社を定めたので経歴書添付の上届けます。

1. 件名 _____

担当技術者名簿（ ）

業務分類	担当者名	常駐	所属会社名

※常駐の場合は○を付ける。

協力事務所（ ）

業務分類	会社	所在地	電話

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： _____ 役職： _____ 氏名： _____ 電話番号 _____

業 務 着 手 日 指 定 書

年 月 日

受 託 者 殿

東京都水道局長
〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり着手日を指定します。

記

- 1 件 名
- 2 委 託 番 号
- 3 契 約 番 号 水契 第 号
- 4 契 約 年 月 日 年 月 日
- 5 着 手 日 年 月 日
- 6 履 行 期 間 着手指定の日から 日間

受 書

上記の業務着手日指定書を受領しました。
なお、完了の日は、 年 月 日の予定です。

年 月 日

東京都水道局長
〇 〇 〇 〇 殿

住所
受託者

氏名

受 託 者
〔 法人の場合は名称及び代表者の氏名※ 〕

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(注) 履行期間を「着手指定の日から〇〇日間」と定めた場合に提出する。

工 程 表

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名

受 託 者 ※

下記のとおり工程表を提出します。

記

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 履 行 期 間

〔 着 手 日 年 月 日 〕
〔 完 了 予 定 日 年 月 日 〕

6 工 程 表 別紙のとおり

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(注) 工程表(様式4-2)を添付する。

[illegible]

7-9

前払金請求書

年 月 日

(発注者宛)

東京都水道局長

〇〇〇 〇〇〇 殿

住所

氏名

債主登録番号

法人の場合は名称
 及び代表者の氏名 ※

保証証書を提出したので下記のとおり前払金を請求します。

記

- 1 請求金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
- 2 契約番号 水契 第 号
- 3 契約件名
- 4 契約金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
- 5 前払金の率 契約金額の %
(限度額 ￥)
- 6 請求根拠 契約条項第 条

※住所・氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
 [事務担当者]

所属： 役職： 氏名： 電話番号：

(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ テレビ会議	(確認者氏名)
-------------------------------	-------	--	---------

既済部分検査請求書（第 回）

（発注者宛）

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所

氏名

法人の場合は名称及び代表者の氏名

年 月 日

下記契約の既済部分検査（第 回）を請求します。

契 約 番 号	水 経 第 号		
契 約 件 名			
契 約 金 額	¥	既 受 領 額 （うち前払金額）	¥ （¥ ）
契 約 確 定 日	年 月 日	工期、履行期間又は履行期限	年 月 日
既済部分の支払を受ける根拠	契約条項第 条		
監理業務受託者		担当者名	

注 「監理業務受託者」及び「担当者名」の欄は、該当がない場合は使用しない。

(注1)

業務（ ）通知書（第 回）

年 月 日

受託者 殿

東京都水道局〇〇部
〇〇課長 〇〇 〇〇 印

下記の業務について、契約条項第〇〇条の規定に基づき業務の（^(注1)）を通知します。

記

- 1 件 名
- 2 委 託 番 号
- 3 契 約 番 号 水契 第 号
- 4 契 約 年 月 日 年 月 日
- 5 履 行 期 間
- 6 業務中止期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 7 中 止 解 除 日 年 月 日 (注2)

受 書

上記の業務（^(注1)）通知書を受領しました。

年 月 日

東京都水道局〇〇部
〇〇課長 〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名 受託者
〔 法人の場合は名称及び代表者の氏名※ 〕

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(注) 1 全部中止、一部中止、全部中止継続、一部中止継続、全部中止解除、一部中止解除のいずれかを記入する。

2 中止解除の場合は、委託中止解除年月日を記入する。

業務変更通知書（第 回）

年 月 日

受 託 者 殿

東京都水道局〇〇部長
〇 〇 〇 〇 印

下記の業務について、契約条項第〇〇条の規定に基づき業務の変更を通知します。
なお、履行期間及び契約金額の変更については、後日協議します。

記

- 1 件 名
- 2 委 託 番 号
- 3 契 約 番 号 水契 第 号
- 4 契 約 年 月 日 年 月 日
- 5 履 行 期 間
- 6 変 更 項 目

受 書

上記の業務変更通知書（第 回）を受領しました。

年 月 日

東京都水道局〇〇部長
〇 〇 〇 〇 殿

住所
受託者

氏名

受 託 者

〔 法人の場合は名称及び代表者の氏名※ 〕

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(注) 履行期間に含まれない日に作業を行う場合に用いること。ただし、届出事項については、必ず事前に担当者と打合せ又は協議をすること。

完了届

年 月 日

(発注者宛)

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所

氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

下記の件について、完了したので届け出ます。

契 約 番 号	水契 第 号
契 約 件 名	
契 約 金 額	¥
契 約 確 定 日	年 月 日
工期、履行期間又は履行期限	
完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	

受 付 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 職 氏 名	
		契 約 担 当 者 等 職 氏 名	

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

注 1 東京都契約事務規則第51条の規定により検査調書を作成する場合は、「検査年月日」、「検査員職氏名」、「契約担当者等職氏名」の各欄を斜線により抹消すること。

2 「監理業務受託者」及び「担当者名」の欄は、該当がない場合は使用しない。

完 成 契 約 金 額 請 求 書

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名 受 託 者 ※

債主登録番号

登録番号 T

下記のとおり契約金額を請求します。

記

請 求 金 額 ￥	(￥) (税率10%)
-----------	---------------

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 契 約 金 額 ￥ (￥)

注 契約金額及び請求金額の()は、取引に係る消費税及び地方消費税の額(内書き)を示す。

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ テレビ会議	(確認者氏名)
-------------------------------	-------	--	---------

- (注) 1 前払金がない場合に使用する。
2 支払金振込口座登録申請済の受託者は、債主登録番号を記入する。
3 支払金振込口座登録申請をしていない受託者は、支払金口座振替依頼書を提出する。
4 適格請求書発行事業者は、登録番号を記入すること。また、登録通知書又は国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの写しを添付すること。なお、本委託にて提出済みの場合は添付不要とする。

完 成 契 約 金 額 請 求 書

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名 受 託 者 ※

債主登録番号

登録番号 T

下記のとおり契約金額を請求します。

記

請 求 金 額 ￥	(￥) (税率10%)
-----------	---------------

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 契 約 金 額 ￥ (￥)

6 前 払 金 額 ￥

注 契約金額及び請求金額の()は、取引に係る消費税及び地方消費税の額(内書き)を示す。

※受託者氏名欄に記名の上、押印する又は押印を省略する場合には以下を記載する。
〔事務担当者〕

所属： 役職： 氏名： 電話番号

(都職員使用欄)押印省略時の本人確認日、確認方法及び確認者	年 月 日	☐ 対面 ☐ 電話 ☐ テレビ会議	(確認者氏名)
-------------------------------	-------	--	---------

- (注) 1 前払金がある場合に使用する。
2 支払金振込口座登録申請済の受託者は、債主登録番号を記入する。
3 支払金振込口座登録申請をしていない受託者は、支払金口座振替依頼書を提出する。
4 適格請求書発行事業者は、登録番号を記入すること。また、登録通知書又は国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの写しを添付すること。なお、本委託にて提出済みの場合は添付不要とする。

協議のあった下記の契約変更について承諾します。

記

- [illegible]

7-20

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区丸の内三丁目18番18号

水道建設コンサルタント株式会社

代理人 土木 一郎

下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

記

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 発 生 日 時 年 月 日 時 分頃（天気 ）

6 発 生 場 所

7 事故原因及び内容

8 措 置 状 況

（注）必要に応じて略図及び写真を添付する。

測量調査委託証明書発行申請書

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区丸の内三丁目18番18号

水道建設コンサルタント株式会社

代理人 土木 一郎

下記の調査委託のため、測量調査委託証明書の発行を申請します。

記

1 件 名

2 委託番号

3 契約番号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 測量者

氏名	摘要

測 量 調 査 委 託 証 明 書

(表)

測 量 調 査 委 託 証 明 書 第 号			
1	件 名	5	受 託 者 名
2	作 業 地 域	上記の者は、東京都水道局の委託に 基づいて作業していることを証する。	
3	作業の名称	年 月 日	
4	有 効 期 間	東京都水道局〇〇〇〇所長 〇 〇 〇 〇 印	
	自 年 月 日 至 年 月 日		

(裏)

身 分 証 明 書	
写 真 3 × 4 cm	氏 名 上記の者は、当社の社員であることを証する。 年 月 日 受 託 者 印

- (注) 1 証明者名は、契約者名（当局欄は、局長名又は事業所長名）とする。
 また、当局印のスペース（3×3cm以上）を確保する。
- 2 用紙サイズはA7判として、表裏一体で作成する。
- 3 本証は、測量調査終了後、直ちに当局に返還する。

測量調査委託証明書返納届

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区丸の内三丁目18番18号

水道建設コンサルタント株式会社

代理人 土木 一郎

下記のとおり、測量調査委託証明書を返納します。

記

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 有 効 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 返 納 理 由 調査業務終了のため

7 返 納 枚 数 枚

(注) 業務終了後は、本返納届により調査委託証明書を速やかに返納すること。

家屋調査委託証明書発行申請書

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区丸の内三丁目18番18号

水道建設コンサルタント株式会社

代理人 土木 一郎

下記の調査委託のため、家屋調査委託証明書の発行を申請します。

記

1 件 名

2 委 託 番 号

3 契 約 番 号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 調 査 者

氏名	摘要
	資格 調査担当範囲等

家 屋 調 査 委 託 証 明 書

(表)

家屋調査委託証明書 第 号			
1	件 名	5	受 託 者 名
2	作 業 地 域		
上記の者は、東京都水道局の委託に基づいて作業していることを証する。			
3	作業の名称 年 月 日		
4	有 効 期 間 東京都水道局〇〇〇〇所長 〇 〇 〇 〇 印		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

(裏)

身 分 証 明 書	
写 真 3 × 4 cm	氏名 上記の者は、当社の社員であることを証する。 年 月 日 受 託 者 印

- (注) 1 証明者名は、契約者名（当局欄は、局長名又は事業所長名）とする。
 また、当局印のスペース（3×3cm以上）を確保する。
- 2 用紙サイズはA7判として、表裏一体で作成する。
- 3 本証は、家屋調査終了後、直ちに当局に返還する。

家屋調査委託証明書返納届

年 月 日

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

東京都千代田区丸の内三丁目18番18号

水道建設コンサルタント株式会社

代理人 土木 一郎

下記のとおり、家屋調査委託証明書を返納します。

記

1 件 名

2 委託番号

3 契約番号 水契 第 号

4 契約年月日 年 月 日

5 有効期間 自 年 月 日

至 年 月 日

6 返納理由 調査業務終了のため

7 返納枚数 枚

(注) 業務終了後は、本返納届により調査委託証明書を速やかに返納すること。

() 承諾申請書

年 月 日

(発注者宛)

東京都水道局長

〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

代理人氏名

下記の委託について、別添 () の承諾を申請します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)	水 契 第 号		
件 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日

上記の件について承諾します。

受 託 者 殿

年 月 日

(担 当 課 長)

氏名

(注) この様式は、調査・設計委託標準仕様書等で承諾を義務付けられているものについて使用する。

〔 協 議 報 告 〕 書

年 月 日

(担当課長宛)

東京都水道局〇〇〇〇部 (所)

〇〇課長 〇〇 〇〇 殿

住所
受託者

氏名

〔 法人の場合は名
称及び代表者の 〕

代理人氏名

下記の委託について調査・設計委託標準仕様書

に基づき〔 協議
報告 〕します。

文 書 番 号
(契 約 番 号)

水契 第 号

件 名

委 託 場 所

〔 協議
報告 〕

文 書 番 号 (工事番号)			
指 示 事 項 通 知 書			
(代理人又は主任技術者)			年 月 日
受 託 者 殿		(担当者) 東京都水道局〇〇〇〇部 (所) 〇〇課 〇〇 〇〇	
文 書 番 号 (契 約 番 号)	水契 第 号		
件 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日
受領年月日	年 月 日	代理人又は主任 技術者氏名	〇〇 〇〇

※この指示事項通知書の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メール等を残すこと。

(注) この様式は、業務を履行するにあたり必要な指示等を行う場合に使用する。

文 書 番 号 (工事番号)			
指 示 書			
(代理人又は主任技術者)		年 月 日	
受 託 者 殿		(担当者) 東京都水道局〇〇〇〇部(所)〇〇課 〇〇 〇〇	
文 書 番 号 (契 約 番 号)	水契 第 号		
件 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日
上記事項について 年 月 日までに改善されなかった場合は、改善指示書を交付し、設計等委託成績評定時の評価にも反映させるものとします。 年 月 日までに改善内容を「改善報告書」により報告してください。			
受領年月日	年 月 日	代理人又は主任 技術者氏名	〇〇 〇〇

※この指示書の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メール等を残すこと。

※この改善指示書の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メール等を残すこと。

文 書 番 号 (工事番号)			
改 善 命 令 書			
(代理人又は主任技術者)		年 月 日	
受 託 者 殿		(担当課長) 東京都水道局〇〇〇〇部 (所) 〇〇課長 〇〇 〇〇	
文 書 番 号 (契 約 番 号)	水契 第 号		
件 名			
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日
下記事項について、年 月 日に改善指示書を交付しましたが、年 月 日現在改善されていないため、改善命令書を交付します。 なお、今回の改善命令書の交付に基づき、設計等委託成績評定時に減点します。			
年 月 日までに改善内容を「改善報告書」にて報告してください。			
受領年月日	年 月 日	代理人又は主任 技術者氏名	〇〇 〇〇

※この改善命令書の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メール等を残すこと。

※この改善報告書の受領確認として、監督員及び代理人間でやり取りした電子メール等を残すこと。

(注) 業務計画書を変更、追加等する場合は、標題の横に「（）」で表示すること。

参 考

調 査 委 託 契 約 書

1 件 名

2 契 約 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

3 履 行 期 間

4 履 行 場 所

5 契 約 保 証 金

6 前 払 金

委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により調査委託契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

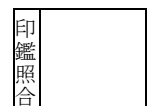
令和 年 月 日

委 託 者 東 京 都

印

受 託 者
住 所
氏 名

印



(令和6年10月1日改正版)

（総 則）

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する調査委託標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 5 契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 契約書及び設計図書における期間の定めについては、契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（受託金額内訳明細書及び工程表）

- 第2条 委託者が、受託金額内訳明細書及び工程表の提出を求めたときは、受託者は、委託者の指定した期間内に仕様書及び図面に基づき作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、受託金額内訳明細書及び工程表について、速やかにこれを審査し、不適当と認めるものについては受託者と協議するものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第4条 受託者は、成果物（第36条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 受託者は、次項から第6項までの場合において、委託者に対して著作人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受託者は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 7 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括再委託の禁止）

- 第5条 受託者は、この業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」

という。)の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 受託者は、業務の施行に当たり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を委託者に請求しないものとする。

(調査委託担任者)

第7条 委託者は、委託者の指定する職員（以下「調査委託担任者」という。）をして、他の条項に定めるもののほか、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、受託者の施行する業務に、必要に応じて立会いを行わせるとともに、受託者又は受託者の代理人に対して指示を行わせるものとする。

(代理人及び主任技術者)

第8条 受託者は、代理人及び業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その者の氏名及びその他必要な事項を委託者に通知し、現場に常駐させなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 受託者又は代理人は、業務の管理及び統括を行うほか、契約の履行に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 代理人及び業務の技術上の管理を行う主任技術者は、これらを兼ねることができる。

(代理人等に対する措置請求)

第9条 委託者は、代理人、主任技術者その他の現場従事者のうち、調査の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受託者に対してその理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、調査委託担任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者に通知しなければならない。

(調査施行上の注意)

第10条 受託者は、調査の施行に際し、人畜その他に危害を与え、又は建物、道路等に障害を及ぼさないよう十分に注意するとともに、沿道居住者等から交通及び営業の障害、震動、騒音、じんあい等による苦情が起らないよう、有効適切な措置を講じなければならない。

(履行報告)

第11条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第12条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

(業務内容が設計図書等と一致しない場合の修補義務)

第13条 受託者は、業務内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、受託者が当該不適合又は当該委託者の指示が適切ではないことを知りながらこれを委託者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面と仕様書とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後、速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が委託者と受託者との間において確認された場合は、委託者は、必要があると認められるときは、設計図書の見直し又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第16条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるとき、又は第14条第1項の事実についての確認が委託者と受託者との間で一致しない場合において受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止について直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容について受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第17条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第18条 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮等）

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更等）

第20条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（適正な履行期間の設定）

第20条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

（契約金額の変更方法等）

第21条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

- 2 契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 前2項の協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（事情変更による契約内容の変更）

第22条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額、履行期間その他の契約内容の変更を請求することができる。

（臨機の措置）

第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者はあらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受託者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

（一般的損害）

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 調査の施行に伴い第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務を行うにつき通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第26条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に従事される業務の出来形部分（以下この条及び第44条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物、貸与品等又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて検査又は立会いその他業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第27条 委託者は、第6条、第13条から第19条まで、第22条から第24条まで、前条又は第31条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（検査及び引渡し）

第28条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに委託者に対して、検査の請求をしなければならない。

2 委託者は、前項の規定に係る検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受託者は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 第2項の完了検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が受託者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより委託者に移転する。
- 7 受託者は、第2項の完了検査に合格しない場合で、委託者が特に1回に限り手直しを認めたときは、委託者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。この場合において、手直しが完了したときは、第2項及び第4項から前項までの規定を準用する。
- 8 前項の手直しが指定期間内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、委託者は、履行期間経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項又は第7項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

第30条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときは、受託者は、更に納入することを要しない。

- 2 委託者は、第28条第2項又は第7項の完了検査に合格したとき又は第42条第1項、第43条若しくは第43条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 受託者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は第44条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第31条 委託者は、第28条第6項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第32条 委託者は、契約書で前払金の支払を約した場合においては、受託者が保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受託者の請求により、次の各号に掲げる額（10万円未満の端数を切り捨てる。）を前払金として支払う。

- (1) 契約金額が72億円未満の場合は、当該契約金額の30パーセントを超えない範囲内で、7億2千万円を限度とする額
- (2) 契約金額が72億円以上の場合は、契約金額の10パーセントを超えない範囲内の額
- 2 受託者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（委託者が業務の着手時期を別に指定する場合は、その指定した日以降）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を委託者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の規定による前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第33条 委託者は、前条第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、委託者の定めるところにより前払金を追加払し、又は返還させることがある。

- 2 受託者は、前項の規定により、委託者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。
- 3 受託者は、委託者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、委託者が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

い。

（保証契約の変更）

第34条 受託者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前条第2項の規定により前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出した上で、請求しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

第35条 受託者は、前払金をこの業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

2 受託者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分引渡し）

第36条 成果物について、委託者が設計図書において、業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分の業務が完了したときは、第28条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第29条中「契約代金」とあるのは「指定部分に相応する契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金の不払に対する受託者の業務中止）

第37条 受託者は、委託者が第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示してその旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第38条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受託者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、委託者は、受託者の費用負担でこれを修補することができる。この場合において、このために受託者に損害が生じて、委託者は、その賠償の責めを負わない。

（契約不適合責任期間等）

第38条の2 委託者は、引き渡された成果物に関し、第28条第6項又は第7項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等

以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第39条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと委託者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額を、遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

(委託者の催告による解除権)

第40条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第8条第1項に規定する者を定めなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第40条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、契約委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないうその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第43条又は第43条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第40条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除を行うことができない。

(協議解除)

第42条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第40条及び第40条の2の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の催告による解除権）

第43条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第43条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第16条の規定による業務の履行の中止期間が引き続き3月を超えたとき。
- (3) 契約締結の日から3月を経過しても委託者から着手指示がないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条の3 第43条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除等に伴う措置）

第44条 委託者は、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）においては、既済部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けるものとする。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第1項の場合において、第32条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額を、第1項の規定による支払額から控除する。なお、受託者は、受領済の前払金の額に余剰があるときは、委託者の指定する日までに当該余剰額を委託者に返還しなければならない。この場合において、第33条第4項の規定を準用する。

4 受託者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第12条の規定による貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第36条に規定する部分引渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既済部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分、修復及び取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第4項及び第5項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第40条、第40条の2、第44条の2第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第42条、第43条又は第43条の2の規定により契約が解除された場合においては、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(2) 第40条又は第40条の2の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第40条又は第40条の2の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引き渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財

人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第40条の2第7号及び第9号から第11号の規定によるときはこの限りではない。

6 第40条若しくは第40条の2の規定により契約を解除した場合又は第3項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が履行期間後に行われたときは、委託者は、履行期間の翌日から解除の日（受託者の申出に基づく場合は、その書面が委託者に到達した日）までの日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第39条第2項の規定を準用する。

（受託者の損害賠償請求等）

第44条の3 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第43条又は第43条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第29条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する利率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

（賠償の予定）

第45条 受託者は、第40条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第40条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

第46条 委託者は、受託者に対して有する債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（紛争の解決）

第47条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じたときには、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 委託者又は受託者は、前項に規定する調停の手続を経た後でなければ、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、代理人又は主任技術者又の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査委託担任者の職務の執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受託者が決定を行った後又は同条第4項の規定により委託者が決定を行った後でなければ、委託者及び受託者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第48条 契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補 則）

第49条 契約書又は設計図書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第50条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（調査委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

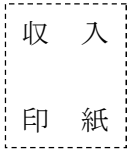
- 第1条 委託者は、受託者が、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。
- 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じて、その責めを負わないものとする。
- 4 調査委託契約書第44条の2第2項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合は、同条第5項の規定の準用は行わない。
- 5 契約の解除に伴う措置等については、調査委託契約書第44条第1項から第6項まで及び第8項の規定を準用するものとする。
- 6 調査委託契約書第44条第4項及び第5項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は、受託者に対して、当該再委託の契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により当該再委託の契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、東京都水道局（以下「局」という。）の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、局の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。



()

設計委託契約書

1 件 名

2 契約金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

3 履行期間

4 履行場所

5 契約保証金

6 前 払 金

委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により設計委託契約を締結する。委託者と受託者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

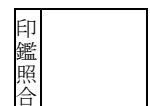
令和 年 月 日

委託者 東京都

印

受託者 住 所
氏 名

印



(令和6年10月1日改正版)

（総 則）

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別添の図面及び仕様書（この契約の締結時において効力を有する設計委託標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。この場合において、履行期間が日数で定められているときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日は、この日数に算入しない。
- 3 施行方法その他業務を完了するために必要な一切の手段（以下「施行方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。
- 5 契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 契約書及び設計図書における期間の定めについては、契約書又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（工 程 表）

第2条 受託者は、設計図書に基づき、速やかに工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第4条 受託者は、成果物（第36条に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条及び第6条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 受託者は、次項から第6項までの場合において、委託者に対して著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のために必要又は望ましいと認めてその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受託者は、成果物（この契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 7 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2第1項に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括委任又は一括再委託の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

（特許権等の使用）

- 第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 2 受託者は、業務の施行に当たり、自己の有する特許権等を使用する場合、その特許権等の使用料を委託者に請求しないものとする。

（意匠の実施の承諾等）

第6条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、委託者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

（設計委託担任者）

第7条 委託者は、委託者の指定する設計委託担任者をして、他の条項に定めるもののほか、契約書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、受託者の施行する設計に、必要に応じて立会いを行わせるとともに、受託者又は受託者の代理人に対して指示を行わせるものとする。

（代理人及び主任技術者）

第8条 受託者は、代理人及び業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときも同様とする。

2 受託者又は代理人は、業務の管理及び統括を行うほか、この契約の履行に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 代理人及び業務の技術上の管理を行う主任技術者は、これらを兼ねることができる。

（代理人等に対する措置請求）

第9条 委託者は、代理人、主任技術者その他受託者の使用している者のうち、業務の施行又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、設計委託担任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者に通知しなければならない。

（履行報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第11条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又は返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

（業務内容が設計図書等と一致しない場合の修補義務）

第12条 受託者は、業務内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。ただし、受託者が当該不適合又は当該委託者の指示が適切ではないことを知りながらこれを委託者に対し通知しなかったときは、この限りでない。

（条件変更等）

第13条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

（1）図面と仕様書とが一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（2）設計図書に誤り又は脱漏があること。

（3）設計図書の表示が明確でないこと。

（4）履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

（5）設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後、速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。

4 委託者は、前項の調査の結果において第1項の事実が委託者と受託者との間において確認された場合は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しく

は契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第15条 この契約において、測量調査その他の現場調査業務（以下「現場調査業務」という。）を実施する場合で、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるとき、又は第13条第1項の事実についての確認が委託者と受託者との間で一致しない場合において受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止について直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容について受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第17条 受託者は、自己の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮等）

第18条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更等）

第19条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（適正な履行期間の設定）

第19条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

（契約金額の変更方法等）

第20条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。

2 契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（事情変更による契約内容の変更）

第21条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者又は受託者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容の変更を請求することができる。

（臨機の措置）

第22条 受託者は、現場調査業務を実施する場合、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者はあらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、受託者が現場調査業務を実施する場合において、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託

者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受託者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第23条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 業務の施行に伴い第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場調査業務を行うにつき通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち現場調査業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第25条 現場調査業務を実施する場合で、成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第44条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物、貸与品等又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて検査又は立会いその他業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 現場調査業務を実施する場合、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 委託者は、第6条、第12条から第18条まで、第21条から第23条まで、前条又は第31条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(検査及び引渡し)

第27条 受託者は、業務を完了したときは、直ちに委託者に対して、検査の請求をしなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定に係る検査（以下「完了検査」という。）の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いを求め、検査を完了しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に通知の上、その立会いを求め、検査を行うことができる。
- 4 受託者は、前2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 検査に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- 6 第2項の完了検査に合格したときをもって、成果物の引渡しを完了したものとする。この場合において、成果物が受託者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより委託者に移転する。

- 7 受託者は、第2項の完了検査に合格しない場合で、委託者が特に1回に限り手直しを認めたときは、委託者が指示した期間内にこれを完了しなければならない。この場合において、手直しが完了したときは、第2項及び第4項から前項までの規定を準用する。
- 8 前項の手直しが指定期間内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、委託者は、履行期間経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(技術上の協力)

第28条 受託者は、前条第6項又は第7項に規定する引渡しを完了した成果物による工事施行に当たって、委託者の要求があったときは、委託者に対して、設計解釈上必要な協力を行うものとする。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、第27条第2項又は第7項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により第27条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約保証金)

第30条 契約保証金は、契約金額が増減されたときは、これに応じて増減するものとする。ただし、既納保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときは、受託者は、更に納入することを要しない。

- 2 委託者は、第27条第2項又は第7項の完了検査に合格したとき又は第42条第1項、第43条若しくは第43条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を返還する。
- 3 契約保証金については、利息を付さないものとする。
- 4 受託者が、契約保証金の納付に代えて、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約（以下「契約保証金に代わる履行保証保険契約」という。）を締結する場合又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証（以下「契約保証金に代わる担保」という。）を受ける場合は、当該保険契約及び保証は第44条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(引渡し前における成果物の使用)

第31条 委託者は、第27条第6項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前 金 払)

第32条 委託者は、契約書で前払金の支払を約した場合においては、受託者が保証事業会社と契約書記載の履行期間を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、受託者の請求により、次の各号に掲げる額（10万円未満の端数を切り捨てる。）を前払金として支払う。

- (1) 契約金額が72億円未満の場合は、当該契約金額の30パーセントを超えない範囲内で、7億2千万円を限度とする額
- (2) 契約金額が72億円以上の場合は、契約金額の10パーセントを超えない範囲内の額
- 2 受託者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（委託者が業務の着手時期を別に指定する場合は、その指定した日以降）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を委託者に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。
- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の規定による前払金を支払う。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第33条 委託者は、前条第1項の規定により前金払をした後、設計図書の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、委託者の定めるところにより前払金を追加払し、又は返還させることがある。

- 2 受託者は、前項の規定により、委託者が前払金の追加払を認めた場合は、前払金の追加払を請求することができる。
- 3 受託者は、委託者から第1項の規定による前払金の返還請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、委託者が指定する日までに返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、受託者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第34条 受託者は、前条第1項の規定による前払金の返還請求を受けた場合において、保証契約を変更したときは、直ちに変更後の保証証書を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前条第2項の規定により、前払金の追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に提出した上で、請求しなければならない。

- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社直ちに通知するものとする。

（前払金の使途制限及び返還）

第35条 受託者は、前払金をこの業務に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

- 2 受託者は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに委託者に返還しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額にこの契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当りの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

（部分引渡し）

第36条 成果物について、委託者が設計図書において、業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分の業務が完了したときは、第27条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第29条中「契約代金」とあるのは「指定部分に相応する契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金の不払に対する受託者の業務中止）

- 第37条 受託者は、委託者が第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示してその旨を直ちに委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

- 第38条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受託者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、委託者は、受託者の費用負担でこれを修補することができる。この場合において、このために受託者に損害が生じても、委託者は、その賠償の責めを負わない。

（契約不適合責任期間等）

- 第38条の2 委託者は、引き渡された成果物に関し、第27条第6項又は第7項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託

者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第39条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者は、受託者から遅延違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分（他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと委託者が認める履行部分を含む。）があるときは、これに相応する契約金額を、遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（委託者の催告による解除権）

第40条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第8条第1項に規定する者を定めなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第40条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、契約委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第43条又は第43条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第41条 第40条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第42条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第40条及び第40条の2の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の催告による解除権）

第43条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第43条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定による業務の履行の中止期間が引き続き3月を超えたとき。
- (3) 契約締結の日から3月を経過しても委託者から着手指示がないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条の3 第43条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等に伴う措置)

第44条 委託者は、業務の完了前にこの契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）においては、既済部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に対して、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けるものとする。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第1項の場合において、第32条の規定による前金払をしたときは、当該前払金の額を、第1項の規定による支払額から控除する。なお、受託者は、受領済の前払金の額に余剰があるときは、委託者の指定する日までに当該余剰額を委託者に返還しなければならない。この場合において、第33条第4項の規定を準用する。

4 受託者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、第11条の規定による貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、現場調査業務を実施した場合に、業務の完了前にこの契約が解除された場合等においては、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第36条に規定する部分引渡しに係る部分及び第1項に規定する検査に合格した既済部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去（委託者に返還する貸与品については、委託者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分、修復及び取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第4項及び第5項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第40条、第40条の2、第44条の2第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第42条、第43条又は第43条の2の規定により契約が解除された場合においては、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (2) 第40条又は第40条の2の規定により、成果物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第40条又は第40条の2の規定により成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引き渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第40条の2第7号及び第9号から第11号の規定によるときはこの限りではない。

6 第40条及び第40条の2の規定により契約を解除した場合又は第3項各号に掲げる者により契約が解除された場合において、契約の解除が履行期間後に行われたときは、委託者は、履行期間の翌日から解除の日（受託者の申出に基づく場合は、その書面が委託者に到達した日）までの日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合において、遅延違約金の額は、第39条第2項の規定を準用する。

（受託者の損害賠償請求等）

第44条の3 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第43条又は第43条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第29条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する利率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

（賠償の予定）

第45条 受託者は、第40条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第40条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

第46条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（紛争の解決）

第47条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に委託者が定めたものに受託者が不服があるときその他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 委託者又は受託者は、前項に規定する調停の手続を経た後でなければ、同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、代理人又は主任技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争及び設計委託担任者の職務の執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受託者が決定を行った後又は同条第4項の規定により委託者が決定を行った後でなければ、委託者及び受託者は、前2項の調停又は訴えの提起をすることができない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第48条 契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、届出、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補 則）

第49条 契約書又は設計図書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第50条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

暴力団等排除に関する特約条項（設計委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。
- 3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じて、その責めを負わないものとする。
- 4 設計委託契約書第44条の2第2項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合は、同条第5項の規定の準用は行わない。
- 5 契約の解除に伴う措置等については、設計委託契約書第44条第1項から第6項まで及び第8項の規定を準用するものとする。
- 6 設計委託契約書第44条第4項及び第5項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。

2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は、受託者に対して、当該再委託の契約の解除を求めることができる。

3 前項の規定により当該再委託の契約の解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、東京都水道局（以下「局」という。）の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

- 4 委託者は、受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合において、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、局の契約から受託者を排除する措置を講ずることができる。

S I 単位換算率表

1. 建設分野で使われるおもな単位

区分	量	S I 単位及び併用出来る単位	従来単位及び固有名称単位間の関係
空間・時間関係	平面角	rad, °, ′, ″	1rad = 180/π°
	立体角	sr	
	長さ	km, m, cm, mm	
	面積	km ² , m ² , cm ² , mm ²	
	体積	km ³ , m ³ , cm ³ , mm ³ , L, l	1L = 1,000cm ³
	時間	y, r, d, h, min, s	
	角速度	rad/s	
	角加速度	rad/s ²	
	速度	km/h, m/s, cm/s, cm/d	1kine = 1cm/s
	加速度	m/s ² , cm/s ² , Gal	1Gal = 1cm/s ²
	周波数	MHz, kHz, Hz	1c/s = 1Hz
	回転速度	s ⁻¹ , r/s, rps, min ⁻¹ , r/min, rpm	
	波数	m ⁻¹	
熱関係	熱量	J, W・s	1cal = 4.18605J, 4.18605W・s
	温度・温度間隔	K, °C	
	線膨張係数	K ⁻¹ , °C ⁻¹	
	熱伝導率	W/(m・K)	1cal/(h・m・°C) = 0.001163W/(m・K)
	比熱	J/(kg・K)	1cal/(kg・°C) = 4.18605J/(kg・K)
	熱伝達率	W/(m ² ・K)	1cal/(h・m ² ・°C) = 0.001163W/(m ² ・K)
力学関係	質量	Mg, kg, g, mg, t	1t = 1,000kg
	密度	g/cm ³ , t/m ³ , Mg/m ³	1g/cm ³ , 1t/m ³ = 1Mg/m ³
	力	MN, kN, N, mN	1kgf = 9.80665N, 1tf = 9.80665kN 1dyne = 10 ⁻⁵ N
	単位体積重量	MN/m ³ , kN/m ³ , N/m ³	1gf/cm ³ = 9.80665kN/m ³ 1tf/m ³ = 9.80665kN/m ³
	力のモーメント	MN・m, kN・m, N・m	1kgf・m = 9.80665N・m
	仕事 エネルギー	MJ, kJ, J, mJ, W・s, W・h	1kgf・m = 9.80665J, 1cal = 4.19J
	応力・圧力 弾性係数 地盤反力係数	MN/m ² , kN/m ² , N/m ² , N/mm ² , MPa, kPa, Pa, MN/m ³ , kN/m ³ , N/m ³	1kgf/cm ² = 98.0665kPa, 98.0665kN/m ² , 1atm = 101.325kPa, 1mmHg = 133.322Pa
	体積圧縮係数	(MPa) ⁻¹ , (kPa) ⁻¹	
	圧密係数	cm ² /y, cm ² /d, cm ² /min	
	透水係数	cm/s	
	粘度	Pa・s, P	1P = 0.1Pa・s
	動粘度	m ² /s, St	1St = 10 ⁻⁴ m ² /s
	表面張力	N/m	1gf/cm = 0.980665N/m
その他	電流	kA, A, mA	
	電圧・電位差	MV, kV, V, mV	
	電気抵抗	MΩ, kΩ, Ω, mΩ	
	電力	MW, kW, W, mW	
	濃度	kg/m ³ , mol/m ³ , mol/L % (質量百分率、体積百分率), pH	

2. S I 換算率表 (太線で囲んである単位がS I による単位)

力	dyn	kgf	N
	1	1.01972×10^{-6}	1×10^{-5}
	9.80665×10^5	1	9.80665
	1×10^5	1.01972×10^{-1}	1

モーメント	kgf・m	tf・m	N・m
	1	1×10^{-3}	9.80665
	1×10^3	1	9.80665×10^3
	1.01972×10^{-1}	1.01972×10^{-4}	1

応力	kgf/mm ²	kgf/cm ²	N/m ² (=Pa)	kPa	N/mm ² (=MPa)
	1	1×10^2	9.80665×10^6	9.80665×10^3	9.80665
	1×10^{-2}	1	9.80665×10^4	9.80665×10	9.80665×10^{-2}
	1.01972×10^{-7}	1.01972×10^{-5}	1	1×10^{-3}	1×10^{-6}
	1.01972×10^{-4}	1.01972×10^{-2}	1×10^3	1	1×10^{-3}
	1.01972×10^{-3}	1.01972×10^{-1}	1×10^4	10	1×10^{-4}
	1.01972×10^{-1}	1.01972×10	1×10^6	1×10^3	1

単位体積重	gf/cm ³ (=tf/m ³)	N/cm ³	kN/m ³	N/m ³
	1	9.80665×10^{-3}	9.80665	9.80665×10^3
	1.01972×10^2	1	1×10^3	1×10^6
	1.01972×10^{-1}	1×10^{-3}	1	1×10^3
	1.01972×10^{-4}	1×10^{-6}	1×10^{-3}	1

粘度	cP	P	Pa・s
	1×10^3	1×10	1
	1	1×10^{-2}	1×10^{-3}
	1×10^2	1	1×10^{-1}

動粘度	cSt	St	m ² /s
	1×10^6	1×10^4	1
	1	1×10^{-2}	1×10^{-6}
	1×10^2	1	1×10^{-4}

圧力	kgf/cm ²	mmH ₂ O	Pa	kPa	Mpa
	1	1×10^4	9.80665×10^4	9.80665×10	9.80665×10^{-2}
	1×10^{-4}	1	9.80665	9.80665×10^{-3}	9.80665×10^{-6}
	1.01972×10^{-5}	1.01972×10^{-1}	1	1×10^{-3}	1×10^{-6}
	1.01972×10^{-2}	1.01972×10^2	1×10^3	1	1×10^{-3}
	1.01972×10	1.01972×10^5	1×10^6	1×10^3	1

圧力	atm	mmHg	Pa	kPa	Mpa
	1	7.60000×10^2	1.01325×10^5	1.01325×10^2	1.01325×10^{-1}
	1.31579×10^{-3}	1	1.33322×10^2	1.33322×10^{-1}	1.33322×10^{-4}
	9.86923×10^{-6}	7.50062×10^{-3}	1	1×10^{-3}	1×10^{-6}
	9.86923×10^{-3}	7.50062	1×10^3	1	1×10^{-3}
	9.86923	7.50062×10^3	1×10^6	1×10^3	1

仕事・熱量・エネルギー	kW・h	kgf・m	kcal	J
	1	3.67098×10^5	8.60000×10^2	3.600×10^6
	2.72407×10^{-6}	1	2.34270×10^{-3}	9.80665
	1.16279×10^{-3}	4.26858×10^2	1	4.18605×10^3
	2.77778×10^{-7}	1.01972×10^{-1}	2.38889×10^{-4}	1

熱伝導率	kcal/(h・m・°C)	W/(m・K)
	1	1.16279
	8.6000×10^{-1}	1

熱伝達率	kcal/(h・m ² ・°C)	W/(m ² ・K)
	1	1.16279
	8.6000×10^{-1}	1

比熱	kcal/(kg・°C)	J/(kg・K)
	1	4.18605×10^3
	2.38889×10^{-4}	1